

⇒ 論 説 ⇐

黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度
1834-1842年*

—— アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として（Ⅲ） ——

大 森 拓 磨

目次

はじめに

1. 開発と投機

- 1.1 州経済の急伸
- 1.2 景気高揚と銀行制度
- 1.3 景気過熱と銀行業況

2. 恐慌との対峙

- 2.1 正貨支払の部分停止
- 2.2 州議会の対応
- 2.3 恐慌直後の銀行業況

3. 恐慌の爪痕

- 3.1 恐慌の再来
- 3.2 不況期の銀行業況
- 3.3 改革への模索
 - 3.3.1 内部融資の発覚
 - 3.3.2 不良債権の露呈
 - 3.3.3 特別調査の内実

結語

参考文献

* 本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金・若手研究（B）「アメリカ中央銀行制度の新源流～黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度研究」（課題番号21730249）の研究成果の一部である。

はじめに

黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度は、南北戦争以前における中央銀行なき時代のアメリカにおいて、度重なる世界恐慌を潜り抜け、通貨・信用秩序の健全性を維持することに州・地域単位で成功した全米でも稀有の事例だと一般に総括されている¹。それゆえこの銀行制度の展開過程は、一見すると、中央銀行なき状況で自由放任に基づくいわゆるフリーバンキング論の正当性を裏付ける極めて有力な歴史的事例のひとつとして十分にみなされうる。しかし本当にそうみなして良いのか。この銀行制度の展開過程は、フリーバンキング論の正当性を根拠づけるものではなく、むしろ中央銀行なき時代に中央銀行的な機能を試行錯誤しながら州・地域単位で独自に模索し体得しようとしてきた過程ではないのか。したがって、このインディアナの事例は、同年代のスコットランドの事例と共にフリーバンキング論の歴史的な実験場のひとつと称される南北戦争以前のアメリカにおいて、中央銀行の意義が消極視されたフリーバンキング論の成功事例としてではなく、むしろフリーバンキング論の意義が消極視されたアメリカの中央銀行制度の成立に繋がる萌芽として意味付けられるのではないか。こうした問題意識を背景に、筆者は黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度に係る実態をこれまで丹念に追いつけてきた。そして、中央銀行なき状態で通貨・信用秩序の健全性維持に州単位で独自に成功したと総括されうるその現象の背後に、実は度重なる景気の変動と格闘し中央銀行的な仕組みを州・地域単位で試行錯誤しながら自発的に生み出そうとしていた点を論証しようと、これまで論究を試みてきた（大森 [2006] [2008]）。これまでの論究で明らかにしてきたように、黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度は、中央銀行なき時代のアメリカにあって、独特の経緯の下に独創的な制度設計を具え州域内で独自に育まれる。インディアナ州では、安寧を脅かすものとして銀行の存在を憂い、銀行が少なければ少ないほど良いという「反銀行主義」の理念がかねてから州域内に浸透する。一方で、州域内の開発と発展への渴望もまた州域内で沸き上がる。「反銀行主義」の理念に拘りつつもあくまで経済成長を遂げるための通貨・信用供給を実践しなければならないという二律背反の命題に挑むなかで、試行錯誤しながら銀行制度の構築と破壊とが繰り返される。この結果、銀行数を僅少にするという体裁を保ちつつ、州域内を複数の行政区に分割して各支店銀行に自らの経営ならびに当該の行政区域における通貨・信用秩序の管理を委ね、各行政区を治める各支店銀行の統轄を本店銀行が行うという仕組みが発案される。つまりインディアナ州では、現行のアメリカ中央銀行制度を特徴付けている、地方分権と中央集権との相反する2つの特性を兼備させた特異な銀行間組織が、アメリカで中央銀行制度が成立する遙か以前に、連邦単位ではなく州・地域単位で独自に紡ぎあげられていたとい

¹ 例えば Knox [1892] p.977, Harding [1895] pp.5 - 10, Esarey [1912] pp.298 - 299, White [1914] pp.333 - 334, Hepburn [1924] pp.146 - 149, 奥田 [1926] pp.132 - 137, Helderman [1931] pp.48 - 49, Redlich [1951] pp.23 - 24, Nussbaum [1957] p.76, Shade [1972] p.53, Golembe [1978] p.4, 楠井 [1997] pp.156 - 162 など。

えるのである。

本論は、上述の一連の分析の続編として、現行のアメリカ中央銀行制度の雛型としての性格を帯びた黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度に関し、強靱とおぼしきその耐性が恐慌時に現実はどう発揮されていたのかについて実態の究明を図ることを主眼とする。特に1837年と1839年の2つの世界恐慌の襲来という危機的な事態にインディアナの銀行制度がどう対峙し、州域内の通貨・信用秩序の混乱をどこまで抑え、州域内の経済社会を実際にどう守り抜いたのか。この点が本論を貫く問題意識である。

本論を繙くうえでのキー概念となるのは1837年および1839年の両恐慌である。両恐慌は、イギリスを発端とする当時としては未曾有の世界恐慌である。中央銀行なきアメリカにこれらの恐慌が襲来し伝播すると、忽ち全米の各州・各地域の金融経済や実体経済に深刻な影響がもたらされる。そうしたなか、ニューイングランドやインディアナなど極僅かの州・地域のみが恐慌による経済的な大打撃をなんとか回避することができた²。経済的な大打撃を免れた極僅かの州・地域に共通するのは、精緻な銀行制度の存在に裏打ちされた高度な決済機構を州・地域単位で独自に備え、恐慌の際にも決済機能を粛々と持続させていたという点である。恐慌の際にも州・地域単位で決済機能が滞りなく持続されていたことによって、当該の地域の通貨・信用秩序において、通貨の減価やいわゆるシステムック・リスクの顕現が抑えられ、通貨・信用秩序が麻痺することもなく危急の事態を乗り切ることができたのである。州単位で独自に育まれた銀行制度によって度重なる世界恐慌の襲来から州民の経済生活をどうにか守り抜くことができたのは、果たして、アメリカ連邦準備制度の原基ともいべき独特の枠組みを具えたインディアナの銀行制度の独創性に由来するものなのか。本論を通じこの点が明らかとなる。

本論は3点で構成される。まず、1830年代の前半に全米を覆った開発と投機の狂騒のなかで、インディアナ州域内での開発と投機にインディアナの銀行制度が果たした役割について分析する（第1章）。次に、1837年の世界恐慌の襲来にインディアナの通貨・信用秩序はどう動揺し、インディアナの銀行制度がその動揺による州域内への悪影響をどう食い止めたのか、実態を究明する（第2章）。最後に、1839年の世界恐慌の再来にインディアナはどう喘ぎ、窮する現状の打破に向けてどう改革を実践していったのかを追究する（第3章）³。

² 1837・1839年の両恐慌の襲来でニューイングランドの経済的な大打撃を回避することができたのは、マサチューセッツ州法銀行のひとつ、ボストン所在の The Suffolk Bank が「銀行の銀行」として中央銀行的な役割を担おうと自発的に動き、サフォーク・システムと呼ばれる私的な銀行間組織をまとめ上げ、ニューイングランドにおける銀行間決済の機能を恐慌下でも持続させることができたからである。サフォーク・システムおよび、1837・1839年の両恐慌とサフォーク・システムとの関係については、大森 [2004] [2007] を参照されたい。

³ 本論では、人物名については原語名で表記する。市町村名については、おもに井上・藤井編 [2001] を参考にしつつ、初出の際にカタカナ名と原語名とを併記し、それ以降はカタカナ表記のみとする。なお本論で登場する貨幣単位「 F_r 」はU.S.ドルのことを指す。

1. 開発と投機

1.1 州経済の急伸

複数の支店銀行を備えた単一のインディアナ州法銀行, The State Bank of Indiana, 通称 The Second State Bank が開業したのは1834年11月20日である。The Second State Bank が開業した当時, 全米の西漸運動・フロンティア開発の煽りでインディアナ州は経済開発の真只中にあった。表1によれば, 州域内の人口は1810年代・1820年代に激増し, 30年間で4,875人(1800年)から343,031人(1830年)に達する⁴。1830年代に入り, 州域内への移民がさらに増え, The Second State Bank が開業した1834年の時点では, 州域内の人口は約50万人に達したともいわれている。州の人口の拡大と共に, 社会資本の整備や, 農用地・居住地などの確保を目的とした公有地開発, それに資源開発の需要が日増しに高まる。当時のインディアナ州の産業構造は, 農業が主軸に, 農産物の取引・輸送に係る商業が副軸にあった。加えて第3の軸として州域内の開発に係る諸産業が台頭する。こうした複層性を帯びた産業構造より派生する多彩な資金需要にどう呼応するかを踏まえつつ, The Second State Bank の役割が州法銀行設置法(1834年1月28日制定)で定められていた。例えば, The Second State Bank の各支店銀行が各々の管轄する行政区域内で融資を行う場合に, 農業資源の開発に係るものに融資の対象が優先されるなど, おもに農業開発に銀行融資が振り向けられることになっていたのである⁵。では, The Second State Bank の開業時におけるインディアナ州の産業構造と資金需要との関係はどうなっていたのか。産業構造の主軸である農業, 副軸である農産物の取引・輸送に係る商業, 新しく伸びてきた第3の軸である開発事業の順で, それぞれ分析しておこう。

まず農業については, インディアナ州ではおもに畜産業とりわけ養豚業が発達する。そのほか牛や馬などの飼育事業が展開される。養豚業は, 豚を春季に購入し夏季に肥育させ, 秋季に船で輸送し, 冬季に包装し商品として市場に出す。養豚業への資金需要もこの年次サイクルの下で定期的に動く。養豚業における資金需要のピークは, 肥育した豚の商品取引が活発になる冬季から初春にかけての1-3月の期間で, この時期は「ポークシーズン」と呼ばれる⁶。「ポークシーズン」は, 地理的な位置によってズレがあり, 全米でも内陸部の州や地域であればあるほど遅くやってくる。インディアナ州では「ポークシーズン」が例年1月以降に訪れるが, 東部寄りに隣接するオハイオ州ではそれが前倒して例年11-12月頃に到来する。他方, 養豚業における資金需要のトラフは, 肥育が実施される夏季の7-8月である。一般に農業における資金需要の年次サイクルは, 夏季から秋季の収穫期にかけて増え冬季に減るが, 養豚業はそれと

⁴ White [1914] や奥田 [1926] は, The Second State Bankの開業時におけるインディアナ州の人口を約100万人と記しているが(White [1914] p.338, 奥田 [1926] p.135), 本論の表1に基づけばこれは過大な積算だと考えられる。

⁵ 大森 [2008] pp.63 - 64.

⁶ Harding [1895] p.26.

表1 インディアナ州の人口推移 1800-1860年

	人 口	増加率		人 口	増加率
1800-10年	4,875	---	1830-40年	343,031	133.07%
1810-20年	24,520	403.14%	1840-50年	685,866	99.94%
1820-30年	147,178	500.23%	1850-60年	988,416	44.11%

註1：Vedder&Gallaway [1975] は、1800-10年の人口を5,641人と記している。

註2：1816年まではインディアナ准州としての人口。

出所：Hunt's Merchants' Magazine [1849] p.147. Vedder&Gallaway [1975] p.163.
Madison [1986] pp.325-326.

は全く逆の様相を呈していたのである。こうした農民層に対し The Second State Bank の各支店銀行は、事業継続のための運転資金として、農地などの不動産を担保にした融資を積極的に展開することとなる。

農産物の取引・輸送に係る商業については、そもそも従事者が僅少であった。インディアナ州域内の生産年齢人口の大部分が農業に従事し、1834年の時点では、総人口約50万人のうち、商業従事者の数は僅か900人程度であった。また川沿いの交易事業者がやはり900人程度で、家畜専門の商業従事者と製造業者とが共に若干名といった具合である⁷。さらに州法銀行設置法に基づいて、The Second State Bank の各支店銀行による融資については、商人向けの融資が1件あたり300^{ドル}以内に、製造業者向けの融資が1件あたり500^{ドル}以内にそれぞれ抑えられていた⁸。従事者の僅少と融資額の法的な制限ゆえ、農産物の取引・輸送に係る商業についての資金需要はそれほど大きなものではないと社会的には見られるようになる。

最後に州域内の開発事業についてである。州域内の開発事業は、1832年に着工された The Wabash & Erie Canal の建設が州域内の開発ブームに向けた新たな段階への火付け役となる。この大運河の計画・着工は、資金融通の機構を社会的に整備することの必要性を生み、The Second State Bank の創設を後押しする要因のひとつとなる⁹。そして The Second State Bank が開業した1834年末から景気の過熱がピークを迎える1837年恐慌寸前までの時期にかけて、州域内の開発事業は、州域内の人口の増加とシンクロしながら拡大の一途を辿る。これは、居住者の増加に応じて社会資本整備や公有地開発や資源開発の需要が日増しに高まってきたためである。開発事業は、公共事業として州政府が深く関わるかたちで実践され、やがて州経済の発展を促す牽引車として景気を引っ張る原動力となる。開発事業が州政府と深い関わりを持つのは、州政府が州議会の承認の下に開発計画と予算とを立てて外郭団体や民間企業に発注をかけ、それに基づいて有効需要の発生が見込まれると判断されつつマクロ経済に刺激を与える公共事業として遂行されるからである。州域内の開発事業に係る資金調達については、おもに州政府による州債の発行によって行われる。

⁷ Harding [1895] p.26.

⁸ Knox [1903] p.695. 大森 [2008] p.64.

⁹ Baker [1857] p.162.

表2 インディアナ州債の起債額と用途 1830-1838年

(単位：米ドル)					
起債額	1830 - 35年		1835 - 38年		計
	1,890,000		10,000,000		11,890,000
用 途	銀行	運河	鉄道	有料道路	計
	1,390,000	6,750,000	2,600,000	1,150,000	11,890,000

出所：Hunt's Merchants' Magazine [1841] pp.178-179.

では、この時期にインディアナ州政府はどれだけの州債を発行し、どのような類いの開発事業に着手したのか。表2は、1830年から1838年にかけてインディアナ州政府が発行した州債の発行総額と、州債の発行・引受を通じて調達された資金がどのような開発事業に使われたのかを示したものである。これによると、The Second State Bank の設置・開業を含んだ1830年から1835年にかけての6年間は、州債の発行総額が189万^{ドル}に過ぎなかったのに対し、1837年恐慌を跨いだ1835年から1838年までの4年間になると、それが1,000万^{ドル}へと激増している。用途別で見ると、1830年から1838年までの9年間に州債の発行で集められた資金総額1,189万^{ドル}のうち、銀行(The Second State Bank)への出資が139万^{ドル}、運河建設(The Wabash & Erie Canal)への出資が675万^{ドル}、鉄道建設への出資が260万^{ドル}、有料道路建設への出資が115万^{ドル}となっている。つまり、州域内の開発事業の中心となる社会資本の整備に向けて調達資金が多く投じられているというわけである。なお総額139万^{ドル}に及ぶ銀行への出資金については、別稿で論じたように、州政府、厳密には「減債基金」の理事達が1834年のThe Second State Bankの設置・開業にあたりこれに出資するために計3回に渡って“Bank Bond”と呼ばれる州債を発行し、資金が調達されたものである(第1回目：1834年7月発行・50万^{ドル}分¹⁰、第2回目：1835年8月発行・45万^{ドル}分、第3回目：1836年10月発行・44万^{ドル}分)。上述のように、1830年から1835年までの6年間における起債総額は189万^{ドル}に過ぎなかったが、1835年から1838年までの4年間における起債は総額1,000万^{ドル}と激増している。1835年を境に起債額が激増したのは、インディアナ州で大規模な社会資本整備の計画が実行に移され、1836年に州議会の認可を受けて州政府が総額1,000万^{ドル}分を集中的に起債したためである¹¹。大規模な社会資本整備の計画とは、隣接のオハイオ州やイリノイ州と協力し約800マイルの運河建設(The Wabash & Erie Canal；インディアナ州域内の区間は375マイル)と約200マイルの鉄道建設とを完遂させるという壮大な建設計画である¹²。州境を跨いだこの大規模な社会資本整備を行うための資金を調達すべく、インディアナ州議会によ

¹⁰ 大森 [2008] p.67.

¹¹ Harding [1895] p.13.

¹² Baker [1857] p.162. Harding [1895] p.13. なおHarding [1895] は、インディアナ州政府がこの時期に大規模な開発事業を集中的に進めたことについて、州の総人口が1836年の時点でまだ70万人程度に過ぎなかった(筆者註：本論の表1に基づけば、実際は総人口がもっと少なかったと考えられる)ことと、州域内の各種資源が未開発であったこととから、時期尚早であったと述べている(Harding [1895] p.13)。

る承認の下でインディアナ州政府は1836年に総額1,000万ドル分もの州債を一挙に発行し、運河・鉄道・有料道路の建設資金にそれぞれ充てたのである。州政府による大がかりな社会資本整備の着手に伴い、The Second State Bank の各支店銀行も当座貸越を頻繁に実践し、開発業者や不動産業者に対する運転資金の融通を各行政区域内で積極的に行う。こうした当座貸越は1839年までに約65万ドルに達する¹³。しかしやがて訪れる恐慌を機に、この当座貸越は不良債権のひとつに姿を変え、The Second State Bank に重くのしかかってゆくこととなる。

1.2 景気高揚と銀行制度

1834年から1837年恐慌の前夜にかけて、国土開発の機運が全米で高まる。開発が見込まれた土地には、値上がりの期待感が高く、金融機関が開発融資を行うための担保として高い資産評価がつけられる。さらに開墾予定地の所有権は、転売益を得るための手段として次々に投機的に取引され、地価が吊り上げられてゆく。値上がりの期待感が高い開墾地をもとに取得が期待される開発利益を目論んで、各州では州法銀行が濫立し自行銀行券を濫発したり融資を頻繁に行ったりして、全米で信用の膨張が進み、景気が高揚する。では、全米で景気が高揚するこの時期に、インディアナ州の The Second State Bank は実際にどう業務を展開し銀行制度をどう発展させていったのか。

The Second State Bank は、開業後すぐの1834年12月5日に最初の報告書を州議会に提出している。そこには、事業を行ううえでの The Second State Bank としての姿勢が明確に謳われている。それは、特段の目的のために短期融資を行いきちんと返済を求めることが自行の利益に最も繋がるし州にとっても最も有用となる、というものである¹⁴。債権回収に係るリスクの高い長期融資に傾倒するよりもむしろ短期融資を主軸とした堅実な銀行運営を進めようという The Second State Bank の強い決意が如実に伝わってくる。こうした姿勢は、やがて具体的なたちとなって現れてくる。表3は、1835年1月から1842年12月までの期間における The Second State Bank の月毎の業態を示したものである。もっとも銀行の業況というものとは時々刻々と変化する。月毎の業況を俯瞰しただけでは絶えず変化する銀行業況の実態を精密に捉えられているとはいえない。とはいえ、月毎の業況を俯瞰することで、業況の変化の趨勢を知る手がかりにはなる。この点を踏まえて表3を見ると、1834年11月20日の開業からおよそ1ヶ月経った1835年1月1日の時点では、要求払債務（銀行券+預金）に対する正貨の準備率が128.8%と、要求払債務の総額を正貨保有額がかなり上回った状態になっている。開業からおよそ半年経った1835年5月に、The Second State Bank は理事会を開催し、独立採算のもと各行政区域内で与信業務を続ける各支店銀行の業態について、「良好」との報告がなされている。この報告を裏付け

¹³ Esarey [1912] p.258. なお楠井 [1997] は、州の企てた「内部開発事業」に The Second State Bank が深くコミットしなかったことで特徴的であると述べているが（楠井 [1997] pp.161-162）、この指摘には疑問が残る。

¹⁴ Harding [1895] p.27.

表3 The Second State Bank の月毎の業態推移 1835-1842年

	割引	正貨	銀行券	民間預金	連邦政府預金	準備率
1/1/1835	529,843.75	751,083.29	456,065.00	127,236.30	…	128.8%
1/31/1835	770,025.11	722,219.03	656,545.00	185,163.03	…	85.8%
2/28/1835	948,909.12	708,943.72	753,415.00	186,191.50	…	75.5%
3/28/1835	1,057,363.53	631,220.65	831,705.00	183,786.21	…	62.2%
5/2/1835	1,151,798.22	652,521.51	997,475.00	191,105.73	39,197.12	53.1%
5/30/1835	1,216,936.43	684,546.13	1,131,240.00	210,814.80	110,800.26	47.1%
6/27/1835	1,234,723.92	719,028.50	1,185,685.00	272,987.42	180,280.48	43.9%
8/8/1835	1,348,785.56	739,254.30	1,274,285.00	296,524.37	274,280.48	40.1%
9/5/1835	1,458,360.34	694,057.51	1,349,955.00	320,891.12	343,691.94	34.5%
10/3/1835	1,496,638.24	700,201.85	1,361,430.00	300,811.28	410,684.12	33.8%
10/31/1835	1,547,624.59	698,003.69	1,422,835.00	323,407.94	495,603.88	31.1%
11/28/1835	1,941,223.50	878,488.69	1,616,290.00	422,433.51	1,098,265.83	28.0%
12/26/1835	2,212,315.89	865,340.72	1,895,290.00	391,894.37	1,257,819.82	24.4%
1/23/1836	2,384,531.29	874,340.25	2,054,050.00	342,903.97	1,332,410.42	23.4%
2/20/1836	2,433,918.14	936,149.07	2,097,990.00	308,418.16	1,228,801.31	25.8%
3/19/1836	2,686,702.21	982,785.50	2,140,675.00	291,012.34	1,367,319.98	25.9%
4/30/1836	2,824,149.75	1,007,240.18	2,204,630.00	404,273.37	1,362,436.03	25.4%
5/28/1836	2,784,726.81	993,775.46	2,043,085.00	404,693.13	1,203,727.94	27.2%
6/25/1836	2,756,255.13	1,092,153.45	2,016,880.00	434,911.77	1,515,759.70	27.5%
7/23/1836	2,775,887.02	1,106,112.72	2,001,495.00	446,988.22	1,791,694.30	26.1%
8/20/1836	2,787,808.01	1,102,595.12	2,032,235.00	392,820.07	2,367,111.97	23.0%
9/17/1836	2,811,730.16	1,006,457.80	1,927,130.00	336,654.56	1,792,990.15	24.8%
10/31/1836	2,821,354.12	953,429.90	1,825,150.00	330,631.64	2,036,282.33	22.7%
11/26/1836	3,179,263.10	1,204,737.59	1,970,595.00	436,294.75	2,271,766.17	25.7%
12/24/1836	3,666,799.91	1,234,015.16	2,116,505.00	533,254.06	2,104,037.35	26.0%
1/21/1837	3,892,606.81	1,254,252.29	2,261,385.00	495,405.10	1,899,192.72	26.9%
2/18/1837	4,166,745.50	1,203,056.44	2,404,595.00	428,802.57	1,682,423.01	26.6%
3/18/1837	4,271,914.39	1,142,019.67	2,547,645.00	496,775.67	1,559,577.81	24.8%
4/29/1837	4,219,280.15	1,222,303.82	2,615,275.00	579,637.40	1,435,300.64	26.4%
5/27/1837	4,165,340.01	1,209,989.38	2,412,915.00	450,306.47	1,481,657.65	27.8%
6/24/1837	3,902,861.55	1,202,341.35	2,357,770.00	370,284.85	1,106,440.77	31.4%
7/22/1837	3,764,615.15	999,894.34	2,476,076.00	426,012.58	904,609.51	26.3%
8/19/1837	3,573,215.77	1,125,687.03	2,475,061.00	395,786.85	910,372.22	29.8%
9/30/1837	3,495,848.92	1,158,887.72	2,389,451.00	267,527.71	672,319.81	34.8%
10/31/1837	3,367,267.41	1,048,714.72	2,322,654.00	328,157.27	626,802.96	32.0%
11/18/1837	3,400,973.29	1,289,605.26	2,303,127.00	336,144.45	582,095.50	40.0%
12/23/1837	3,520,163.35	1,291,265.42	2,288,458.00	475,083.45	525,972.29	39.3%
1/20/1838	3,596,957.76	1,223,911.69	2,322,200.00	432,182.32	432,943.22	38.4%
2/17/1838	3,556,818.61	1,203,083.30	2,336,233.00	385,175.85	421,541.58	38.3%
3/17/1838	3,560,649.72	1,205,555.61	2,370,953.00	358,928.15	360,634.86	39.0%
4/30/1838	3,416,579.77	1,246,943.52	2,357,128.00	318,088.72	354,935.52	41.2%
5/26/1838	3,318,627.89	1,237,003.06	2,394,882.00	306,120.83	352,896.52	40.5%
6/23/1838	3,206,331.21	1,260,055.85	2,445,853.00	316,696.76	350,535.32	40.5%
7/21/1838	3,189,303.52	1,249,622.48	2,471,652.00	302,485.16	334,294.66	40.2%

8/18/1838	3,248,709.76	1,262,817.21	2,480,360.00	289,266.49	279,498.09	41.4%
9/29/1838	3,491,234.33	1,256,053.88	2,615,415.00	361,654.78	201,785.71	39.5%
10/31/1838	3,570,535.94	1,234,479.41	2,804,468.00	354,151.06	208,229.20	36.7%
11/17/1838	3,679,200.79	1,265,832.08	2,951,795.00	393,549.79	207,329.20	35.6%
12/22/1838	4,287,409.08	1,331,428.42	3,404,185.00	541,434.45	200,864.15	32.1%
1/31/1839	4,534,389.43	1,390,298.07	3,548,139.00	553,855.54	200,523.55	32.3%
2/28/1839	4,765,154.55	1,273,479.41	3,708,842.00	584,351.31	184,101.57	28.4%
3/30/1839	4,960,866.04	1,363,295.49	3,847,503.00	503,069.75	155,151.57	30.3%
4/30/1839	4,310,729.16	1,366,053.31	3,834,062.00	512,776.57	125,051.57	30.5%
5/31/1839	4,619,752.25	1,381,980.41	3,796,675.00	538,390.31	126,519.47	31.0%
6/29/1839	4,448,296.36	1,317,878.50	3,873,887.00	523,156.33	88,369.05	29.4%
7/31/1839	4,256,621.52	1,318,815.06	3,646,098.00	473,029.94	49,283.44	31.6%
8/31/1839	4,166,846.27	1,231,259.51	3,473,189.00	410,788.74	48,690.19	31.3%
9/30/1839	4,043,429.83	1,174,058.16	3,284,163.00	299,724.02	48,690.19	32.3%
10/31/1839	3,940,196.68	1,021,490.18	3,124,497.00	320,238.59	48,440.19	29.2%
11/30/1839	4,008,863.25	966,358.15	3,058,425.00	441,467.38	47,840.87	27.2%
12/31/1839	4,277,790.68	924,190.51	3,208,488.00	553,442.03	9,840.87	24.5%
1/31/1840	4,300,553.27	936,521.75	3,271,019.00	536,136.58	133.18	24.6%
2/29/1840	4,305,414.28	945,370.68	3,265,802.00	461,589.54	133.18	25.4%
3/30/1840	4,309,757.09	955,524.62	3,279,897.00	407,128.72	...	25.9%
4/30/1840	4,202,958.06	958,542.60	3,244,802.00	354,445.13	...	26.6%
5/30/1840	3,997,067.49	990,881.44	3,221,912.00	348,993.74	...	27.7%
6/30/1840	3,798,952.56	1,019,349.78	3,192,868.00	360,946.54	...	28.7%
7/31/1840	3,754,809.70	1,016,767.57	3,132,692.00	346,735.97	...	29.2%
8/31/1840	3,627,637.71	1,058,734.76	3,078,385.00	314,936.71	...	31.2%
9/30/1840	3,673,697.38	1,058,341.05	3,046,704.00	297,340.31	...	31.6%
10/31/1840	3,627,248.54	1,092,963.72	2,991,339.00	309,248.61	...	33.1%
11/30/1840	3,773,892.99	1,084,508.98	3,057,321.00	340,325.19	...	31.9%
12/31/1840	4,028,899.41	1,098,345.95	3,136,217.00	345,723.24	...	31.5%
1/30/1841	3,963,580.23	1,115,363.78	3,154,641.00	320,299.81	...	32.1%
2/27/1841	3,995,267.12	1,122,005.10	3,139,117.00	344,329.52	...	32.2%
3/31/1841	4,025,301.14	1,134,108.82	3,281,625.00	313,550.91	...	31.5%
4/30/1841	4,030,308.24	1,120,880.29	3,264,310.00	288,143.16	...	31.6%
5/31/1841	3,912,632.68	1,126,049.34	3,265,038.00	283,560.34	...	31.7%
6/15/1841	3,809,998.60	1,229,608.60	3,291,926.00	332,724.29	...	33.9%
7/31/1841	3,611,050.75	1,130,288.00	3,255,062.00	260,519.48	...	32.2%
8/31/1841	3,681,755.78	1,129,144.16	3,259,623.00	281,736.98	...	31.9%
9/30/1841	3,676,395.69	1,127,618.49	3,231,778.00	222,183.70	...	32.6%
10/30/1841	3,708,164.06	1,127,518.60	3,138,094.00	251,986.41	...	33.3%
11/30/1841	3,728,992.52	1,115,063.55	3,145,152.00	260,645.36	...	32.7%
12/31/1841	3,772,950.86	1,124,503.35	3,135,349.00	293,184.15	...	32.8%
1/31/1842	3,695,640.19	1,124,905.92	3,074,212.00	248,722.76	...	33.9%
2/28/1842	3,592,385.97	1,128,523.91	2,946,226.00	239,750.49	...	35.4%
3/31/1842	3,482,241.13	1,125,817.87	2,840,933.00	211,889.75	...	36.9%
4/30/1842	3,381,123.18	1,108,927.05	2,737,150.00	186,743.42	...	37.9%
5/31/1842	3,219,308.41	1,066,562.33	2,450,999.00	181,675.91	...	40.5%

6/30/1842	3,117,502.96	984,473.68	2,224,897.00	214,818.53	…	40.4%
7/31/1842	3,009,254.47	843,030.82	1,952,788.00	176,867.62	…	39.6%
8/31/1842	2,970,274.74	800,345.97	1,839,583.00	171,498.26	…	39.8%
9/30/1842	2,923,313.74	792,797.18	1,831,136.00	184,270.73	…	39.3%
10/31/1842	2,897,917.11	799,047.96	1,802,540.00	181,248.98	…	40.3%
11/30/1842	2,886,679.38	807,701.33	1,875,214.00	212,737.75	…	38.7%
12/31/1842	2,962,166.12	817,051.90	2,002,482.00	200,238.50	…	37.1%

註1 The State Bank of Indiana の業態は、実務を行う各支店銀行の業務実績の総体である。

註2 数字の単位は、米ドル。

註3 準備率は、要求払債務（自行銀行券+預金）に対する正貨の準備率のことを指している。

出所：Harding [1895] pp.109-111の掲載データをもとに筆者作成。

るように、表3の1835年1月1日付の業況から1835年5月30日付の業況までの箇所を見下ろしてゆくと、与信の基本となる手形割引が52万9,843^{ドル}75^{セント}から121万6,936^{ドル}43^{セント}へと着実に増えている。発券も、州法銀行設置法で定められた銀行券の発行総額や発行方法を遵守しつつ、45万6,065^{ドル}から113万1,240^{ドル}へと額を伸ばしている。民間預金については、1834年の州法銀行設置法に基づき各支店銀行がそれぞれの管轄する行政区域内で独自に集められることになっていたが、各支店銀行が集めた民間預金の総額もまた12万7,236^{ドル}30^{セント}から21万0,814^{ドル}80^{セント}へと、上昇基調にある。預金に関しては、民間預金の獲得に加え、連邦法に基づく唯一の銀行であった第2次合衆国銀行の消滅を受けて1835年5月から連邦政府預金の受入が始まる。この結果、各支店銀行が個別に集めた預金の総体としての The Second State Bank の預金総額がさらに増え始める。なおこのときの理事会では、各支店銀行の利益率が開業から5ヶ月の間に平均で2.5%程度に達しているとの報告もなされた。ただし各支店銀行の利益率が平均で2.5%程度に達していることが、さきに示した、各支店銀行の業態が「良好」との報告を裏付けられるものなのかどうかについては、吟味を要する。なぜなら、1834年の州法銀行設置法において、各支店銀行は自らの存続のために年6%の利益率の達成が求められていたからである。年6%の利益率の達成が見込まれない支店銀行は不採算店舗として認識され、廃止や整理統合の対象とみなされる。したがって、「平均2.5%」の背後に、独立採算で動く各支店銀行の間で利益率にバラツキがあると考えられるが、利益率の高い支店銀行の群とそうでない支店銀行の群との間に二極化が生じているのか、各支店銀行の利益率が2.5%前後に凝集しているのか、バラツキの内実をめぐる解析が求められる。

順調な滑り出しを見せた The Second State Bank にあって、その運営を補強する2つの仕組みが1835年中に整えられる。それは増資と支店銀行の新設とである。州政府は、The Second State Bank への出資を続けるために、1835年8月、「減債基金」の理事会による決定を通じて45万^{ドル}分の州債を発行する。このとき発行された州債は、1834年8月に発行されたものと同じ、額面1,000^{ドル}で5%利付・30年物の“Bank Bond”であった。The Second State Bank のための州債の発行は、1834年7月の発行（50万^{ドル}分）に続いて2回目である。45万^{ドル}分の州債のうち、40万

ドル分の州債は、既存の10の支店銀行に対する第2回目の資本金の払込に充てる目的で発行され、額面価格(1,000ドル)に4.5%のプレミアムが付いた市場価格で売却された。残り5万ドル分の州債については、新設の11番目の支店銀行における第1回目の株式払込(総額5万ドル分)に向けた資金調達を目的に発行される。11番目の支店銀行は、すでに州法銀行設置法で1835年の開設が明記されていた。未開であった州北東部の開拓が進み、この地に11番目の行政区が新設される。その中心都市フォートウェイン(Fort Wayne)にThe Fort Wayne Branch Bankが設置されたのである。The Fort Wayne Branch Bankは、1835年7月4日より民間に向けて株式が割り当てられ、1835年11月17日にNoah Noble州知事が宣言を行い、同年11月25日に開業する¹⁵。開業直後の1835年12月末には早くも配当率5%の株式配当金が出される¹⁶。1836年には、The Fort Wayne Branch Bankの頭取に、生え抜きのHugh McCullochが指名され就任する。彼は開業直前の1835年10月よりそこの支配人に任命され務めてきていた。彼は頭取に就任すると、州都インディアナポリス(Indianapolis)に赴いては他の支店銀行の頭取達や州域内の主導的な銀行家らと親密な交流を重ねてゆく¹⁷。なおHugh McCullochはやがてThe Second State Bankの理事会のメンバーとなる。その後は連邦政府の通貨監督官や財務長官に就き、連邦単位でも通貨・金融制度改革を進め、全米でも名を馳せる重要な人物となる¹⁸。

もっともNoble州知事は、増資がまだ不十分だと見る。すでに1835年12月の時点で、州域内の産業発展と人口増大にThe Second State Bankの資本が追いつかなくなるとの懸念を彼は示していた。このとき、州下院の銀行関連法規に係る特別委員会も、他州の州法銀行に比してThe Second State Bankの資本が少ない点を問題視し400万ドルから500万ドル程度の資本金規模の必要性を提言する。これに加え、この特別委員会は、資金需要の季節変動(本論1.1を参照)に対応して各支店銀行が融資額を拡大させたり縮小させたりするのを認めることを前提に、各支店銀行が行う融資の限度額を「資本金総額の平均2倍まで」という現行の規定から「資本金総額の平均2.5倍まで」に拡大すべきと提言した。なおNoble州知事は任期満了に伴い1836年末で退任を迎えることとなるが、懸念とは裏腹に、Noble州知事の残りの在任期間中に支店銀行のさらなる新設の認可は見送られた。つまり、1834年制定の州法銀行設置法で創設の旨が明記されていたThe Fort Wayne Branch Bank以外に、支店銀行は新設されなかったということになる。支店銀行の新設の要請は州域内の各地(ミシガンシティ(Michigan City)、ラポルテ(La Porte)、コジアスコ郡(Kosciusko County)、ラポルテ郡(La Porte County)、エルクハート郡(Elkhart County)、ジェファーソンビル(Jeffersonville)、ローレル(Laurel)、マウントバーノン(Mount Vernon)など)で湧き上がっていた¹⁹。しかし銀行数が僅少であればあるほど健全で良

¹⁵ Harding [1895] p.12.

¹⁶ Esarey [1912] p.259. Carmony [1998] p.264およびp.692の脚注94を参照。

¹⁷ McCulloch [1888] p.113. Knox [1903] p.706.

¹⁸ Knox [1892] p.979.

¹⁹ Carmony [1998] p.692の脚注95を参照。

いという「反銀行主義」の伝統的な理念が Noble 州知事の脳裏をよぎり、州知事は闇雲に支店銀行数を増やすことを躊躇ったと考えられる。

かくして、支店銀行の数を増やす代わりに、既存の支店銀行の機能を増強する策が次々と実行に移される。まず1836年1月25日付の州法によって、各支店銀行の払込資本金の限度額が従来の16万^{ドル}から25万^{ドル}へと大幅に引き上げられる²⁰。加えて、当該の行政区域内において独自に寄附金を募ることも各支店銀行に認められた。かくして各支店銀行は財務基盤の強化が可能となる。増資分の株式は原則としてすべて民間に割り当てられるものとされた。ただし州政府が望めば、増資した分の半分に相当する金額分の株式割当を州政府が申し込むことができた。さらに各支店銀行の融資限度額を「資本金総額の平均2.5倍まで」に拡大する（ただし資本金総額の3倍を超えてはならない）ことが認められる。The Second State Bank の理事会もこれらの修正を受諾し、特許が修正された²¹。1836年10月には、The Second State Bank への出資に充てられるための最後（第3回目）の州債が、「減債基金」の理事会による決定に基づき、州政府によって44万^{ドル}分ほど発行される。このときに発行された州債は、前々回（1834年8月）および前回（1835年8月）に発行されたものと同じ、額面1,000^{ドル}で5%利付・30年物の“Bank Bond”であった。第3回目に発行された州債は、額面価格に1%のプレミアムが付いた市場価格で売却される。州債の売却によって集められた資金は、ニューヨーク市において The Second State Bank の総裁宛に出資金として払い込まれた。The Second State Bank への出資を目的とした計3回に及ぶ州債が州政府によって発行されることで、総額139万^{ドル}もの資金が調達されたことになる。このように、開業してまだ年月の浅い The Second State Bank であったが、州域内の経済開発が進み景気が高揚するなかで、着々と銀行制度を整えそれを盤石なものへと仕立てあげてゆくこととなるのである。

1.3 景気過熱と銀行業況

では、景気が過熱へと向かうこの時期、The Second State Bank は実際にどのような業況を見せていたのか。The Second State Bank の開業後すぐから1837年恐慌の影響が最も深刻なものとなる1837年5月末までの時期において、The Second State Bank の貸借対照表をめぐる資産項目および負債・資本項目のうち、主要な項目の変化を詳細に辿ってみよう。

まず資産項目について見る。与信すなわち銀行信用の主軸をなすのは「手形割引」である。表4に基づいて、月毎の推移に沿って手形割引の変化を具体的に見てゆこう。1834年に制定された州法銀行設置法に基づき、The Second State Bank の各支店銀行が行うことのできる手形割引の総額は、払込資本金総額の2.5倍に相当する額までと定められていた²²。手形割引の総額は、

²⁰ Baker [1857] p.162. なおRoot [1895] は、4つの支店銀行について払込資本金の限度額が20万^{ドル}に引き上げられたと示している (Root [1895] p.231)。この指摘については疑問が残る。

²¹ Harding [1895] p.5. Carmony [1998] p.174, p.265.

²² Baker [1857] p.162. Hepburn [1924] p.147. 大森 [2008] p.63.

開業後すぐの1835年1月1日の時点では52万9,843^{ドル}75^{セント}に過ぎなかったが、順調に右肩上がり続け、1836年4月30日の時点で282万4,149^{ドル}75^{セント}と、最初のピークを迎える。その後は若干の停滞を見せる。実は1836年の夏季に全米では一時的に信用収縮が生じている。通説では、1836年7月11日付で連邦政府によって発布された「正貨回状」(過熱を見せた土地投機を抑制するために公有地の購入代金について連邦政府への支払手段を正貨に限定するという連邦単位での政令)の影響に伴い全米で信用収縮が起きたとされている²³。しかしインディアナ州に関しては、すでに1836年4月末をピークに手形割引の停滞が生じていたのだから、通説とは異なり、1836年7月以前の段階で全米各地に先駆けてすでに銀行信用に収縮の兆しが示されていたことになる。すでに生じていた手形割引の停滞に追い討ちをかけるように「正貨回状」が連邦政府によって1836年7月11日に発布され、The Second State Bank は与信にさらなる影響を被ることとなる。各支店銀行による手形割引が、連邦政府の払下げ公有地の購入を求める層に対する有力な与信手段となっていた。このため、「正貨回状」の発布により、支払手段として正貨以外は認めないということで、各支店銀行による手形割引の需要がさらに停滞してしまうことになったのである。その後1836年の下半期から手形割引は再び急伸する。第2のピークは1837年3月18日の時点に生じ、手形割引の総額が427万1,934^{ドル}39^{セント}に達した。1835年1月1日の時点から第2のピークにあたる1837年3月18日の時点までの間に、手形割引の総額は実に約8倍もの伸びを記録しているのである。

The Second State Bank の各支店銀行による手形割引では、為替手形と約束手形という2つの手形がその対象とされる。為替手形とは、商品取引を基礎に振出人が支払人に委託するかたちで受取人またはその指図人に対して一定の金額を支払ってもらうことを目的に振り出されるもので、実物取引に裏付けられた信用である。約束手形とは、商品取引との関わりなしに、振出人から受取人またはその指図人もしくは手形所持人に対して所定の期日に所定の金額を支払う旨を約束する目的で振り出されるもので、実物取引の裏付けを必ずしも伴わない信用である。表4によれば、1835年11月21日の時点では手形割引の総額が181万0,965^{ドル}51^{セント} (内訳：為替手形37万6,175^{ドル}32^{セント}、約束手形143万4,790^{ドル}19^{セント})であったのが、約1年後の1836年11月26日の時点では手形割引の総額が317万6,613^{ドル}10^{セント} (内訳：為替手形88万3,888^{ドル}41^{セント}、約束手形229万2,724^{ドル}69^{セント})に増えている。手形割引の総額は約1年間で約1.75倍に膨らむ。手形割引の内訳については、約束手形の割引額が為替手形の割引額を凌駕している。しかし双方の割引額における伸び方を比較すると、約束手形の伸び方が約1.6倍増なのに対し、為替手形の伸び方は約2.4倍と約束手形のそれを上回っている。景気が過熱している時期に、手形割引の総額は右肩上が

²³ 正貨回状の発布年月日について、Esarey [1912] は「1836年7月6日」と記し (Esarey [1912] p.258)、Shade [1972] は「1836年7月16日」と記している (Shade [1972] p.42)。寺地 [1998] は「1837年7月11日」と記しているが、これは誤りである (寺地 [1998] p.170)。楠井 [1997] は、正貨回状を「1836年7月11日に発布され1837年に発効された」と示している (楠井 [1997] p.245)。発効日の正確な日時についてはさらに追究を要する。

連邦からの特別預金	0.00	0.00	161,573.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
預金債務	379,543.00	431,703.16	336,144.45	393,549.79	320,238.59	297,772.86	272,157.74	184,210.82
銀行券債務	1,534,025.00	1,927,050.00	2,379,559.30	2,951,795.00	2,985,371.00	3,031,092.00	3,136,437.00	1,828,371.00
銀行券債務 (未決済・損失分)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
負債・資本総額	4,520,863.46	7,536,083.22	6,202,447.82	6,566,808.01	6,666,089.33	6,670,761.55	6,843,018.90	5,332,559.41

註：毎年11月第3週時点の財務内容である。

出所：Harding [1895] p.115.

りとなるが、その右肩上がりをもたらす要因となっているのが、約束手形の割引額の堅実な伸びと、商取引の急拡大を背景にした為替手形の割引額の突発的な急増とである。かくして、州域内の信用需要の拡大に呼応し景気の高揚と連動しつつ、The Second State Bank においては、各支店銀行が各々の行政区域内で与信を積極的に進める。約束手形や為替手形の割引をつうじ、各支店銀行は手形割引の総額を着実に増やしてゆくこととなるのである。

手形割引と並ぶ銀行信用のもうひとつの柱が、「他行融資」すなわち銀行間融資である。改めて表4を見てみよう。表4は、年毎における The Second State Bank の貸借対照表の推移を示している。もっとも貸借対照表の中身は時々刻々と変わる。各年の一時期のみを抽出しその積算で年毎の過程を眺めただけでは、貸借対照表の変化を克明に追えているとはいえない。とはいえ、年毎の過程を網羅的に眺めることで変化の趨勢を知る手がかりにはなる。この点を自覚したうえで、The Second State Bank の各支店銀行による銀行間融資の実状と変化とを解析しておこう。The Second State Bank の貸借対照表のうち、銀行間融資に係る項目は、資産項目では「支店銀行宛の債権」「他行宛債権」、負債・資本項目では「支店銀行宛の債権」「他行宛債務」である。「支店銀行宛の債権」「支店銀行宛の債務」が The Second State Bank の支店銀行間による資金貸借を示すものであるのに対し、「他行宛債権」「他行宛債務」は The Second State Bank の各支店銀行が、The Second State Bank の支店銀行間ネットワークの範疇外にある商業銀行に対して行った資金貸借を示すものである。景気が過熱する1835年から1836年にかけてのこれらの項目の変化を見てゆこう。「支店銀行宛の債権」は、20万3,091ドル36¢（1835年11月21日付）から88万6,025ドル98¢（1836年11月26日付）へと約1年で激増している。「支店銀行宛の債務」についても、20万3,082ドル87¢（1835年11月21日付）から83万2,199ドル90¢（1836年11月26日付）へと、約1年でやはり激増している。景気の過熱ぶりを反映して支店銀行間の資金貸借の規模が急激に膨らんでいるのが分かる。「支店銀行宛の債権」と「支店銀行宛の債務」との関係性をネットベースで見ると、8ドル49¢の貸出超過（1835年11月21日付）から5万3,826ドル08¢の貸出超過（1836年11月26日付）へと、貸出超過の規模が大きく膨らんでいる。他方、「他行宛債権」は、95万7,739ドル87¢（1835年11月21日付）から145万7,204ドル65¢（1836年11月26日付）へと、やはり景気の過熱を反映してその規模が急激に拡大している。「他行宛債務」は、2万3,415ドル22¢（1835

表 5 The Second State Bank の正貨保有の構成 1835 - 1842年

(単位：米ドル)							
1835年			1842年				
日付	金	銀	総額	日付	金	銀	総額
11/21/1835	26,019.68	771,095.19	797,811.87	10/31/1839	…	…	1,021,490.18
11/26/1836	67,027.17	1,137,710.42	1,204,737.59	11/21/1840	87,013.69	989,583.25	1,076,551.94
11/18/1837	165,804.59	962,226.97	1,128,031.56	11/20/1841	72,664.80	1,055,236.57	1,127,901.37
11/17/1838	186,425.75	1,159,406.33	1,345,832.08	11/19/1842	40,621.16	770,613.24	811,234.40

出所：Harding [1895] p.113の掲載データをもとに筆者作成。

年11月21日付) から6万6,867^{ドル}08^{セント} (1836年11月26日付) へと、額は小さいが伸び方が3倍弱ほど高くなっている。「他行宛債権」と「他行宛債務」との関係性をネットベースで見ると、93万4,324^{ドル}65^{セント}の貸出超過 (1835年11月21日付) から139万0,337^{ドル}57^{セント}の貸出超過 (1836年11月26日付) へ、やはり貸出超過の額が膨らんでいる。景気の過熱に伴う資金需要の増大を反映して、支店銀行間における資金の融通のみならず、支店銀行とは異なる他行との間の資金の融通においても、貸出の伸びは著しく、貸出が借入を上回る、つまり債権総額が債務総額を上回ることが常態化していたのである。

では、各支店銀行による与信の健全性およびその支払能力の礎となる、The Second State Bank の正貨保有高はどう推移しているのか。表2によれば、The Second State Bank の正貨保有高は、開業後すぐの時点で75万1,083^{ドル}23^{セント} (1835年1月1日付) を示したあと下降し、63万1,220^{ドル}65^{セント} (1835年3月28日付) で底を打つ。その後は上昇に転じ、87万8,488^{ドル}19^{セント} (1835年11月28日付) で最初のピークを迎える。そして小刻みな上下変動を見せながら右肩上がり続ける。1836年4月30日の時点で100万7,240^{ドル}18^{セント}と100万^{ドル}の大台を超え、1837年1月21日の時点で125万4,252^{ドル}29^{セント}と頂点を迎える。景気の過熱が進むなかで正貨保有高もまた着実に増えていっているのが分かる。では、The Second State Bank は正貨を何で保有していたのか。表5は、The Second State Bank の正貨保有の内部構成をめぐる推移を表したものである。これによれば、The Second State Bank の正貨保有高は、79万7,811^{ドル} (1835年11月21日付) から120万4,737^{ドル}59^{セント} (1836年11月26日付) へと、1年間でかなりの増加を示している。正貨は金または銀で保有され、金よりもむしろ銀による保有が圧倒的に大きい。当時アメリカでは金銀複本位制が採用され、建国後すぐに制定された連邦貨幣法 (1792年) に基づいて、通貨単位 = 米ドル、金銀比価 ≒ 1:15、十進法原則をそれぞれ用いるという貨幣制度が展開されていた。その後1834年6月28日に連邦貨幣法が改定され、金銀比価 ≒ 1:16に変更される。このため、正貨は金または銀で保有されるのが当然のことだったのである。正貨保有高の増加は、The Second State Bank にとってみれば、貸出準備の安定化に寄与し、支払能力を高め、財務内容の健全性を高める契機となる。とはいえ、正貨保有高の増加が貸出準備の安定化や財務内容の健全性を高めることに結実するのかどうかについては、The Second State Bank の各支店銀行が振り出す債務総額の大きさいかによる。そこで The Second State Bank の債務総額が景気過熱の時期にどう推移しているのかを確認

しておこう。

The Second State Bank の債務総額のうち、まずは要求払債務を構成する銀行券債務と預金債務とに注目する。銀行券債務から見ておこう。表3を見ると、The Second State Bank による発券総額すなわち銀行券債務の総額については、開業後すぐの時点では45万6,065^{ドル}（1835年1月1日付）であったが、その後1年3ヶ月間は一貫して伸張を続け、220万4,630^{ドル}（1836年4月30日付）にまで達する。それから半年間は漸減の傾向を見せ、182万5,150^{ドル}（1836年10月11日付）でトラフを迎える。このときの発券の漸減は、上述の手形割引の場合と同じで、「正貨回状」の発布以前からその兆しが生じ、「正貨回状」の発布が追い討ちをかけたかたちとなっている。それから半年後には再び伸び始め、1837年恐慌前夜の1837年4月29日の時点で220万4,670^{ドル}をつけ、ピークを示した。The Second State Bank による発券については、本店銀行に置かれた理事会が各支店銀行券の印刷原版を常に管理し、各行政区の通貨・信用秩序を管理する各支店銀行が、必要に応じて本店銀行の理事会に対して発券の申請を行う。理事会は各支店銀行による申請の発券総額や申請内容を慎重に吟味したうえで、各支店銀行券の発行を認可する。そして認可された総額分の各支店銀行券が印刷され発行される。発行された支店銀行券には、本店銀行の総裁すなわち The Second State Bank の総裁と当該の支店銀行の頭取との双方の署名が必ず求められた。こうした複雑な手続きが1834年制定の州法銀行設置法に基づき整備されることによって、インディアナ州域内における銀行券の濫発が抑制されるようになっていた。このため、The Second State Bank の銀行券債務の総額は堅実にかつ順調に伸び続けたのである。この当時 The Second State Bank の各支店銀行券が近隣諸州や東部・西部の各都市にまで幅広く流通していたことを、1835-1836年会期の州下院議会（州下院議長：Richard W. Thompson（第8行政区のローレンス（Lawrence）地区選出））が確認している²⁴。

預金債務については、表3を一瞥すると、銀行券債務と比較してその規模は小さい。これは、商業銀行の要求払債務の中心が当時はまだ預金よりもむしろ銀行券にあったことを物語っている。預金債務の内訳は民間預金と連邦政府預金とで構成され、双方とも著しい伸びを示している。民間預金の総額は、開業後すぐの時点では12万7,236^{ドル}30^{セント}（1835年1月1日付）であったが、その後右肩上がりの趨勢を示し、1835年11月28日の時点で42万2,433^{ドル}51^{セント}と最初のピークを迎える。それから1年後の1836年11月26日の時点で50万^{ドル}を超える（53万3,254^{ドル}06^{セント}）。そして1837年恐慌の前夜に57万9,637^{ドル}40^{セント}（1837年4月29日付）をつけてピークを示している。連邦政府預金の保有総額については、1835年5月2日の時点で3万9,197^{ドル}12^{セント}と初めて残高がつく。その後は飛躍的に増え、わずか半年後の1835年11月28日の時点で109万8,265^{ドル}83^{セント}と100万^{ドル}の壁を超える。1836年の上半期は120万^{ドル}台から130万^{ドル}台までの範囲内で停滞するが、1836年8月20日付で236万7,111^{ドル}97^{セント}とピークを迎える。しかしその後は下降線を辿り、連邦政府預金の減少が顕著なものとなる。1837年恐慌前夜の1837年4月29日の時点では143万5,300^{ドル}64^{セント}ま

²⁴ Carmony [1998] p.173.

で落ち込んでいる。なお連邦政府預金の残高は、ピークを示した前後に不可思議な動きを見ている。残高が179万1,694^{ドル}30^{セント}（1836年7月23日付）から翌月には最高到達点の236万7,111^{ドル}97^{セント}（1836年8月20日付）に増えながらも、さらに翌月には179万2,990^{ドル}15^{セント}（1836年9月17日付）へと急に落ち込む。これは、僅か2ヶ月の間に約57万^{ドル}分の連邦政府預金が⁸ The Second State Bank に振り込まれては即座に引き出されるという特異な実態を示している。連邦との関係のなかで何らかの政策的な意図が背後にあったのか、さらなる追究を要する点である。

一方、保有総額で比較すると、連邦政府預金は民間預金を凌駕し続けている。潤沢な預金の存在は、商業銀行にとって手形割引などの与信を積極的に行ううえで有力な財務基盤となる。このように、景気が過熱するなか、各支店銀行による民間預金の獲得が州域内で地道に進みながらも、それを上回る額の公金が預金として連邦政府から豊富に入り込む。連邦政府預金の受入を続けられたことで、The Second State Bank は預金債務を大きく伸ばし、積極的な与信を行うための財務基盤をより磐石なものにしていったのである。

ところで、なぜ The Second State Bank は連邦政府預金を扱っていたのか。これは、The Second State Bank が、創設されてすぐの1835年初頭に、連邦政府によってお墨付きの預金金融機関（いわゆるペットバンク）のひとつに指定されたことによる。当時の連邦政権は、州統治の裁量性を最大限に尊重した連邦統治を推進する Andrew Jackson の政権下にあった。いわゆるジャクソニアン・デモクラシーの下で、連邦による州統治への介入が害悪とみなされる。この害悪の象徴とされたのが、連邦法に基づく唯一の商業銀行であった第2次合衆国銀行で、この第2次合衆国銀行の存否をめぐる政争、いわゆる「銀行戦争」が展開されることになる。Jackson 連邦大統領は、「銀行戦争」を大統領選挙の争点に掲げ、第2次合衆国銀行の存続を訴える対立候補を破り、1832年に再選を果たす。その後1832年7月に連邦議会は第2次合衆国銀行の特許更新を承認するが、Jackson 連邦大統領が拒否権を行使し、このままいけば1836年までに第2次合衆国銀行の閉鎖が決まるという事態になる。第2次合衆国銀行の Nicholas Biddle 総裁は、自由放任ゆえ投機的な行動が進む各州の州法銀行の状況に対し通貨供給を絞りデフレ政策をあえて採用することで、第2次合衆国銀行が必要不可欠であることをアピールするように仕向ける。これに対し、Jackson 連邦大統領が第2次合衆国銀行の支払能力についての監査を連邦議会に請求するが、連邦議会はこの請求を拒否する。この諍いを機に、Jackson 連邦大統領は、これまで続けていた第2次合衆国銀行に対する公金の全面預託を停止し、大統領自身が全米各地から選び出した29の州法銀行に公金を分散して預託し取扱を任せるという政策を実行した。このとき選ばれた29の州法銀行がペットバンクと呼ばれ、そのうちのひとつがインディアナ州の The Second State Bank だったのである。この頃、連邦政府預金の保有総額は、北中西部諸州（インディアナ州・オハイオ州・ミシガン州・イリノイ州・ウィスコンシン州）のなかではインディアナ州の The Second State Bank が傑出していた²⁵。

では、The Second State Bank の財務基盤はどれくらい磐石なものであったのか。また The Second State Bank はどれほどの利益を出し続けていたのか。景気高揚の時期における The

Second State Bank の準備率や配当率の推移を見ておこう。表3によれば、The Second State Bank における要求払債務に対する準備率は時間と共に下降の趨勢を見せてはいるが、水準自体が極めて高いところにある。開業後すぐの1835年第1四半期においては、準備率が60%を超えるという極めて高い水準にある。準備率は1835年8月8日の時点で40%程度にさしかかり、同年10月31日の時点でようやく30%を切る。1836年1月23日の時点で23.4%と最初のトラフを迎えたあとしばらくは25%を上回る水準で推移する。そして再び下降し、1836年10月31日の時点で22.7%と最低水準を記録する。その後は再び準備率が上昇に転ずる。これは、1836年10月に“Bank Bond”の発行・売却に伴い、The Second State Bank に対する第3回目の資本金払込（44万ドル分）が州政府によって行われたことで、The Second State Bank の財務基盤がさらに増強されたことに起因する。資本の増強を機に、手形割引や発券による与信が再び増え始め、預金債務も増えたことで、準備率が再び上向いたのである。1837年恐慌の前夜（1837年4月29日付）には準備率が26.4%を記録する。最低水準ですら22%を上回り、恐慌前夜なのにも拘らず26%強という準備率が示されているのだから、景気の過熱や恐慌襲来の怖れがあったにも拘らず、The Second State Bank は全米でも極めて高い準備率を保ちつつインディアナ州域内に通貨・信用を安定的に供給し続けていたということになる。

このように、高い準備率を背景とした与信が堅実に進められることによって、各支店銀行の業務利益もまた高く安定し、株主への配当も高い水準で行われる。表6は、The Second State Bank における年次の株式配当率を示している。これによると、The Second State Bank の年次配当率は1835年が年3%だったのが、1836年には年9.36%へと3倍以上に急騰している。恐慌の年にあたる1837年においてさえも年8%という驚異的な高さの配当率となっている。株主への配当は利益の一部が分与されるものなので、高い配当率を維持し続けられるということは、The Second State Bank の業務利益がそれだけ安定的に確保されていることが窺われる。それを裏付けるように、表3に基づいて1835年11月第3週の時点とそれから1年後の1836年11月第3週の時点とで純利益の総額を比較すると、1万1,832ドル12¢から3万0,003ドル44¢へ約3倍増となっている。各支店銀行の与信や債権回収の業務が順調に進んでいたといえよう。

高い準備率を示しつつ堅実な与信を続けていた The Second State Bank の行動をさらに裏付けるために、ここで The Second State Bank における預金総額の変動と与信との関係を確認しておこう。前掲の表2によれば、連邦政府預金の受入が急増し預金総額が飛躍的に増大するのと連動して、各支店銀行による手形割引や発券の伸び方が強まっている傾向が見受けられる。こ

²⁵ Adams, Jr. [1975] によると、1836年当時の北中西部諸州にある連邦政府指定の州法銀行（いわゆるベットのバンク）における連邦政府預金の保有総額は、The Second State Bank（インディアナ州）137万7,948ドル98¢、The Michigan Bank（ミシガン州）107万0,820ドル03¢、The Farmers' & Mechanics Bank（ミシガン州）70万3,675ドル75¢、The Commercial Bank（オハイオ州）39万5,175ドル82¢、The Clinton Bank（オハイオ州）32万8,127ドル52¢、The Franklin Bank（オハイオ州）24万4,048ドル12¢であった（Adams, Jr. [1975] p.214）。もっともこれらの総額が1836年のいつの時期のものなのか Adams, Jr. [1975] では不明であるが、上掲の The Second State Bank の総額と本論の表3と突き合わせて類推するに、1836年の上半期のどこかの時点にあたると考えられる。

表 6 The Second State Bank の年次配当率 1835 - 1842年

	配当率 (%)		配当率 (%)		配当率 (%)
1835年	3.00	1838年	9.63	1841年	9.33
1836年	9.36	1839年	...	1842年	7.00
1837年	8.00	1840年	...		

註：1839年及び1840年は不明。

出所：Harding [1895] p.23.

表 7 The Second State Bank の預貸率 1835 - 1842年

	預貸率		預貸率		預貸率		預貸率
1/1/1835	1.69	1/21/1837	1.32	1/31/1839	1.88	1/30/1841	2.05
1/31/1835	1.69	2/18/1837	1.46	2/28/1839	1.89	2/27/1841	2.05
2/28/1835	1.81	3/18/1837	1.48	3/30/1839	1.95	3/31/1841	2.03
3/28/1835	1.66	4/29/1837	1.48	4/30/1839	1.82	4/30/1841	2.05
5/2/1835	1.75	5/27/1837	1.51	5/31/1839	1.89	5/31/1841	2.02
5/30/1835	1.62	6/24/1837	1.63	6/29/1839	1.86	6/15/1841	1.96
6/27/1835	1.48	7/22/1837	1.64	7/31/1839	1.90	7/31/1841	1.95
8/8/1835	1.42	8/19/1837	1.60	8/31/1839	1.94	8/31/1841	1.96
9/5/1835	1.39	9/30/1837	1.77	9/30/1839	2.02	9/30/1841	2.00
10/3/1835	1.38	10/31/1837	1.74	10/31/1839	2.02	10/30/1841	2.02
10/31/1835	1.33	11/18/1837	1.77	11/30/1839	1.99	11/30/1841	2.02
11/28/1835	1.13	12/23/1837	1.77	12/31/1839	1.98	12/31/1841	2.01
12/26/1835	1.16	1/20/1838	1.86	1/31/1840	1.99	1/31/1842	2.04
1/23/1836	1.19	2/17/1838	1.88	2/29/1840	2.03	2/28/1842	2.05
2/20/1836	1.25	3/17/1838	1.92	3/30/1840	2.06	3/31/1842	2.07
3/19/1836	1.27	4/30/1838	1.91	4/30/1840	2.07	4/30/1842	2.09
4/30/1836	1.27	5/26/1838	1.87	5/30/1840	2.02	5/31/1842	2.15
5/28/1836	1.32	6/23/1838	1.82	6/30/1840	1.97	6/30/1842	2.19
6/25/1836	1.20	7/21/1838	1.82	7/31/1840	1.98	7/31/1842	2.33
7/23/1836	1.13	8/18/1838	1.88	8/31/1840	1.98	8/31/1842	2.39
8/20/1836	1.01	9/29/1838	1.92	9/30/1840	2.01	9/30/1842	2.36
9/17/1836	1.17	10/31/1838	1.89	10/31/1840	2.01	10/31/1842	2.37
10/31/1836	1.11	11/17/1838	1.87	11/30/1840	2.01	11/30/1842	2.28
11/26/1836	1.10	12/22/1838	1.85	12/31/1840	2.06	12/31/1842	2.25
12/24/1836	1.22						

註：預貸率 = 与信総額（手形割引 + 銀行券） / 要求払債務（民間預金 + 連邦政府預金 + 銀行券債務）

出所：本論の表3をもとに筆者作成。

れは、与信の基盤となる預金債務の増大をつうじ各支店銀行の積極的な与信が背後から支えられていることを意味付けている。景気が過熱に向かうこの時期、各支店銀行は1834年制定の州法銀行設置法で規定された上限（払込資本金総額の2.5倍）いっぱいまで手形割引を實踐する。ただし、与信がただ延々と伸び続けていたというわけではない。ここで The Second State Bank の預貸率を確認してみよう。周知のように預貸率とは、与信の元手として銀行が自ら集めた預金債務の総額に対してそれをバックにどれくらい現実に信用を供与しているのかを示すバロメーターである。それゆえ、預貸率が高ければ与信に積極的だとみなされ、それが低ければ貸し渋りが生じているとみなされる。ただし注意を要するのは、中央銀行に発券が集中し自らは預金銀行に特化してしまっている現代の商業銀行とは異なり、当時の商業銀行は発券による与信、すなわち自己宛債務を振り出すことによる信用供与を積極的に展開していたということである。したがって、純粋な預金銀行としての商業銀行ではなく発券機能を備えた商業銀行の預貸率を見る場合には、その商業銀行が自ら背負った要求払債務（預金+自行銀行券）の総額に対して与信（手形割引+自行銀行券）がどの程度の割合で行われているのか、という指標を預貸率として改めてこしらえ分析することが求められる。表7はその指標を示したものであるが、これによれば、1835年から1837年恐慌の前夜における The Second State Bank の預貸率は、特に1835年から1836年末にかけて景気の過熱と共に下落の傾向を見せるという驚くべき態様を見せ、1836年末から1837年恐慌の前夜にかけてはやや上昇基調にある。理論的に考えると、要求払債務の総額が不変の場合、景気が過熱し信用需要が旺盛になれば銀行による積極的な与信が増え預貸率は上がる傾向となり、逆ならば逆となる。しかし The Second State Bank の預貸率の場合、景気の高揚が見られる1835年から1836年末にかけて、具体的にはピークが1.81（1835年2月28日付）で、最初のトラフが1.18（1835年11月28日付）、次のトラフが1.01（1836年8月20日付）となっている。1837年恐慌の前夜にあっても1.48（1837年4月29日付）に留まっている。景気が過熱し与信が高まれば高まるほどむしろ預貸率は下がっているのである。これは、景気の過熱に伴う与信の拡大を上回るかたちで要求払債務とりわけ預金債務が拡大していたことが原因として考えられる。背景には、上述のように、The Second State Bank が連邦大統領のペットバンクに選ばれたことで連邦政府預金の大量に受け入れたことや民間預金の獲得がいっそう伸びたことが挙げられる。トラフの状態ですら預貸率は1から1.5の値域で推移していることから、景気が高揚し過熱へと向かう過程にあって、他州の州法銀行が自行銀行券の濫発や投機的な乱脈融資を進めるなか、The Second State Bank の各支店銀行は要求払債務の総額をそう大きく上回らない程度の水準で、インディアナ州域内への与信を慎重にかつ堅実に展開し続けていたと言える。The Second State Bank は、景気過熱の時にありがちな投機的な通貨・信用の濫発に伴う見境なき私利の追求にそう安易には走らず、州域内の通貨・信用秩序を健全に保てるよう配慮と監視を重ね入念に秩序管理を進めていたかのように見受けられる。州域内の「通貨・信用の番人」としての自覚がそこに芽生えつつあったといえる。

2. 恐慌との対峙

これまでの分析で明らかになったように、景気の高揚が最高潮を迎えるなか、全米では銀行信用の投機的な拡張が進む。そのなかで、インディアナ州の The Second State Bank は、豊富な正貨や預金の保有をバックに発券や手形割引、銀行間融資を積極的にかつ慎重に進めていた。そのため、景気が過熱し信用需要が旺盛となるなかで、The Second State Bank の預貸率は高まるどころかむしろ低くなる。準備率の推移も22.7%という高い水準でトラフを迎えており、The Second State Bank は堅実な与信を続けつつ州域内の通貨・信用秩序を比較的健全に保ってきた。当時としては特異ともいえる堅実な銀行業務が実践されるなか、1837年恐慌がイギリスより伝播し全米にもその影響が浸透する。全米が1837年から1843年に至る長い不況のトンネルの中へと突入し、インディアナ州にも恐慌や不況の影響が少なからず波及する²⁶。果たしてインディアナ州ではこの世界恐慌に現実はどう対峙しどのような結末を迎えたのか。

2.1 正貨支払の部分停止

恐慌に先立つ景気過熱の最中に、州政府や有力商人層および The Second State Bank は、バブル後に待ち構える危険をすでに嗅ぎ取っていた。州政府は、1836年の早々に Noah Noble 州知事が州議会に対し景気反転への注意を促している。これは、東部大西洋岸の各都市においてインディアナ州債がこれまでよりも芳しくない条件で売却されつつあることを踏まえ、東部大西洋岸の各都市の通貨・金融状況に不安定の兆しが見受けられるという注意であった²⁷。また、州都インディアナポリスの商人達は、第1行政区の The Indianapolis Branch Bank から融資を受けて1836年春には北東部の大西洋岸の各都市に行商に出るが、1837年1月早々には金融逼迫の懸念を持ち始めている²⁸。さらに The Second State Bank の初代総裁である Samuel Merrill は、1836年末（1836年12月16日付）の時点ですでに金融市場の逼迫を予見していた。逼迫の原因について彼自身は、①メキシコからの輸入銀の減価、②他の諸州における小額面券の発行規制、③連邦政府による「正貨回状」の発布、④イングランド銀行による欧州からの正貨輸出の抑制、以上の4点を考えていたのである²⁹。この点に関連して、The Second State Bank の理事会のメンバーであり Samuel Merrill 総裁とも親交の深い Calvin Fletcher が、1836年末から1837年初頭にかけて、市況の不安定性や、投機の過熱に伴う銀行や企業の破綻についての懸念を手記に残して

²⁶ Hugh McCulloch（彼については本論の1.2を参照）は、1837年から1843年に至る長い不況期にインディアナが受けた影響についてこう述べている。「不況は広く全ての階層に浸透し、日雇労働者に次ぐ最大の被害者は農民層であった。農産物は物々交換か激安価格で売却し処分されざるをえなかった。1841年に私が見たところでは、州都インディアナポリスのホテル経営者に麦1ブッシェルを6¢で、雛鳥12羽を50¢で、卵1ダースを3¢で販売していた。他の農産物も激安で、隣州の州都シンシナティでは肥育された豚が1ポンドあたり2.5¢であった。日雇労働者が最大の被害者であるというのは、賃金が生計に必要な分の額を下回ったからで、多くの失業者が出た」(Myers [1970] p.99)。

²⁷ Carmony [1998] p.253.

²⁸ Madison [1975] p.5.

²⁹ Helderman [1931] p.50.

いる³⁰。つまり The Second State Bank の理事会メンバーが、景気過熱の折に The Second State Bank としての私利追求の視点に狭窄せず公共的な視野を持って景気反転や金融市場の収縮の可能性を見据えていたのである。このことは、「通貨・物価の番人」としての自覚が The Second State Bank および各支店銀行の首脳陣の間に芽生えつつあったことを裏付けるものだといえる。既述のように、The Second State Bank の連邦政府預金の残高はすでに1836年12月から減少し続けていた。連邦政府預金の保有は The Second State Bank の積極的な与信を基礎付ける有力な源泉となっていたが、連邦政府預金が減少を続ける一方で、The Second State Bank の手形割引は1837年3月まで増え続け、427万1,914^{ドル}39^{セント}（1837年3月18日付）でピークを迎えている。The Second State Bank の各支店銀行は、それぞれ恐慌の直前まで与信を堅実に続けていたのである。

1837年3月にイギリスで恐慌が発生する。貿易や為替取引の連鎖を通じてイギリスとアメリカとの経済関係はすでに緊密に繋がれており、このネットワークを経由して恐慌がアメリカにも波及する。1837年5月4日のアラバマ州モンゴメリー（Montgomery）に始まり、南部からやがて北東部へと、商業銀行における正貨支払の停止の波が行き渡る。5月10日にはニューヨーク市で、5月11日にはメリーランド州ボルティモア（Baltimore）など北東部の大西洋沿岸の各都市で、5月12日にはニューイングランドのマサチューセッツ州ボストン市（Boston）で、それぞれ正貨支払の全面停止が宣言された。州都インディアナポリスの商人達は、景気高揚に至るこれまでの時期に、北東部の大西洋沿岸の卸売業者から掛買で仕入れた商品を、顧客に掛売で捌いてきた。支店銀行（第1行政区の The Indiana Branch Bank）からの融資に加えこうした商業信用を伴う商取引が重ねられてきたため、1837年恐慌の襲来で金融逼迫の懸念が日増しに高まると、北東部の大西洋沿岸の卸売業者は掛売をやめ、満期が来た売掛金の回収に即座に動き始める。インディアナポリスの商人達は、卸売業者からの支払請求に応じたいが融資を受けた支店銀行への返済が足枷となり思うように応じられない状態になる³¹。そこで商人達は、5月13日に州都インディアナポリスにある Nicholas McCarty の商店の会計室で会合を開く。「インディアナポリスの商業全体の繁栄のための評議会」と銘打たれたこの会合では、Nicholas McCarty 議長の下に以下の事柄が全会一致で決められる。それは、債権者である北東部の様々な卸売業者に対して、支払を行うのに優先順位をつけることはせずにあくまで満期が来たものから全債権者に支払を均等に行い続けてゆく。それと同時に融資を受けた支店銀行への返済も速やかに行うという事柄である³²。2日後の5月15日にインディアナポリスの商人達は再びこの会合を開く。この席で、恐慌がいよいよ近づきつつあるが支店銀行の維持を支援する旨の認識

³⁰ Carmony [1998] p.253. なお Samuel Merrill と Calvin Fletcher との間に深い親交があった点については、Redlich [1951] p.25を参照。

³¹ Madison [1975] p.5.

³² Madison [1975] p.5. Carmony [1998] p.253.

が共有され、今後は毎週会合を開いて緊密に対応を協議することが確認される³³。

5月17日には、州都インディアナポリスで The Second State Bank の理事会が開かれる。ここでは、東部大西洋岸のニューヨーク市や南部のルイジアナ州とミシシッピ州において銀行や企業の破綻がさらに続く恐れがあることをめぐって、議論が交わされた。このとき、The Second State Bank の各支店銀行には他州の州法銀行が置いた預金が約120万^{ドル}あったが、この時点ですでに為替手形の授受が止まっていて、The Second State Bank から預金が一齐に引き出されて正貨が大量に流出してしまう恐れが各段に高まっていたのである³⁴。さらに理事会では、第2行政区の The Lawrenceburg Branch Bank が支配人による汚職を申し立てていたことと、第9行政区の The Terre Haute Branch Bank が貸出先の企業破綻によって14万^{ドル}もの貸倒れを生んでいたことが把握されていた³⁵。正貨支払の全面停止が全米各地で生じていることがインディアナ州に正式に伝わったのは、1837年5月18日、州議会の開催期間中においてである³⁶。第2行政区の The Lawrenceburg Branch Bank と第4行政区の The Madison Branch Bank からの使者によって、ある情報もたらされる。それは、東部の各都市の全銀行に加えインディアナ州の東隣にあるオハイオ州都シンシナティ (Cincinnati) の全銀行で正貨支払が全面停止し、銀行の支払機能が麻痺しているという情報である。そのうえシンシナティでの支払停止から数時間後には、隣のオハイオ州域内で流通する The Second State Bank の各支店銀行券が取り付けを行おうとする人々によってすでに全部買い集められ、正貨との兌換を請求すべく、発行元である各支店銀行の窓口へ送還されたという情報も伝えられる。人々が取り付けに訪れたとき、The Lawrenceburg Branch Bank は用心深く門扉を閉め、The Madison Branch Bank はすでに門扉を堅く閉ざしていた³⁷。

このとき、The Second State Bank は理事会の開催に入っていた。The Second State Bank は州政府と接触し、The Second State Bank の理事会メンバーと時の Noah Noble 州知事、Nathan B. Palmer 州財務局長との間で会談が行われる。焦点は、The Second State Bank に債務を負わせている銀行が休業中に The Second State Bank から正貨を引き出すことを許可するのか否かであった。つまり正貨支払の持続か停止かを問うたわけである。The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁が切り出したこの問いかけに、会談は難渋を極める。正貨支払の停止を認めてしまうと、連邦政府預金を取り扱う機関として連邦政府と交わした取り決めに反くことになり、連邦政府に対する信頼性が損なわれることになる。加えて、1834年制定の州法銀行設置法に基づく The Second State Bank の特許規定において、正貨支払の停止が明白に禁じられてい

³³ Madison [1975] p.5. Carmony [1998] p.253.

³⁴ Carmony [1998] p.253.

³⁵ Carmony [1998] p.719の脚注176を参照。

³⁶ Harding [1895] p.15の脚注2およびMadison [1975] p.6を参照。なお Esarey [1912] は、正貨支払の停止が全米で進んでいる旨の情報をインディアナ州の関係者が知った日時について、「1837年5月20日(木)の夜」と記しているが (Esarey [1912] p.258)、この指摘には疑問が残る。

³⁷ Carmony [1998] p.253.

る。正貨支払の停止を認めてしまえばこの規定を侵すこととなり、特許が剥奪されてしまう。しかし正貨支払を停止しなければ、州経済は破綻に向かう。こうした矛盾の狭間で熟慮を重ねられた結果、ひとつの結論に落ち着く。それは、正貨支払をやむなく停止させることが最善だと考えられるのであれば、各支店銀行が独自の判断で正貨支払の停止を遂行することを容認する、というものである。要するに、銀行間組織を鳥瞰してみたときに正貨支払の停止は停止でも全面停止ではなくあくまで一部の支店銀行が停止を実践するという部分停止となるかたちであれば容認できるというわけである。この解釈は、各行政区に配置された各支店銀行が当該の行政区域における銀行業務を独自の判断で裁量的に行えるという、インディアナ州の銀行制度の独創性があったからこそ成しえたものであるといえる。正貨支払の停止という州法に抵触する由々しき事態に直面したとしても、その対処をめぐる判断を各支店銀行の裁量に委ねることが可能であったというわけである。かくして、各支店銀行の裁量に委ねることを建前としながらもあくまで正貨支払の停止を勧告するというかたちで、正貨支払の停止は停止でも全面停止ではなく実質上は部分停止を実践するという玉虫色の結論が出される。この結論を伝えるべく、各支店銀行に使者が送られる。

かくして1837年5月20日、Noah Noble 州知事は、各支店銀行の経営判断のいかんによっては The Second State Bank として正貨支払の停止が成されうることを、州域内に向けて宣言した。この宣言をフォローするために、The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁も州民に向けて声明を出す。それは、他州の銀行や人々によってより多くの正貨が引き出されてしまうかもしれないが、The Second State Bank の正貨保有高が極度に高いので警告に及ばないというものである。さらに Samuel Merrill 総裁は、近隣諸州の各行の動向を見極めながら、正貨支払の全面再開を確実にを行うことを州民に対して宣誓した³⁸。実際に、正貨支払の停止をめぐる宣言が解除され全面的に支払回復を遂げることになるのは、それから1年3ヵ月もあとの1838年8月13日である。

州政府が正貨支払の停止をめぐる宣言に踏み切ったことで、幾つかの支店銀行が早々に正貨支払の一時停止を決断する。州民が混乱し州域内の通貨・信用秩序が急に縮むことが予想された。なぜなら、州政府が正貨支払の停止を宣言してしまえば、通常ならば、銀行が手持ちの正貨を要求払いで拠出せざるを得ず、自らの準備率を減らし支払能力を下げることが懸念される。このため、最終決済の手段である正貨による支払を当局の宣言に基づいてやむなく停止させることになる。それゆえ、各債権者が自らの保有債権をきちんと銀行側に履行してもらえないのではないかという州民の不安が蔓延し、通貨・信用秩序の不安定性が一挙に高まることが予想されるからである。ところがインディアナ州では、州政府による正貨支払の部分停止をめぐる宣言が、州民を動揺させるところかかえて州民から歓迎され、積極的に受け止められた。宣言の直後から州域内の各地で臨時の会合が開かれ、The Second State Bank を支援する

³⁸ Carmony [1998] p.254.

旨の決議が次々に採択される。宣言が出された同日の5月20日に州都インディアナポリスで開かれた市民集会では、The Second State Bank の理事会メンバーで、第4行政区の The Madison Branch Bank の頭取でもあった James F. D. Lanier が意見を開陳している。その席で James F. D. Lanier は The Second State Bank の財務体質について触れ、The Second State Bank における正貨保有の総額が払込資本金の総額との割合でみて他州の州法銀行に比較して遥かに高い点と、The Second State Bank が抱える全債務に対する支払能力が充分にある点とを明言する。そのうえで、今回の正貨支払の停止をめぐる措置は、あくまで The Second State Bank に不正な請求を試みる他行による正貨の窃取に対する自己防衛に過ぎないと主張したのである³⁹。この市民集会では、午前中に、正貨支払の停止をめぐる宣言に賛成することがほぼ満場一致で採択された。午後からは、Nicholas McCarty 議長の下で商人達による会合（前述の「インディアナポリスの商業全体の繁栄のための評議会」）が開かれる。この会合では、債務の弁済や通常の商取引の際に各支店銀行券を有力な決済手段として今後も額面通りに受け取ることが採択され、各支店銀行への支持が明確に示された。さらにウィッグ党員の Aurther W. Morris 親子の提案を受けて、州議会の早期召集を勧告することが決議された。これらの内容が記された決議書には、全部で41名の商人達が署名する⁴⁰。1837年5月20日付の Indiana Journal 誌によれば、この市民集会と会合の書記は A. F. Morrison（民主党員）と Douglass Maguire（ウィッグ党員）が務めている⁴¹。この市民集会や会合が超党派の性格を帯びたもので、正貨支払の停止をめぐる宣言や各支店銀行および各支店銀行券の価値に対する支持などが党派の壁を超えて公衆に賛同を得ていたことが見て取れる。さらに、当時の論壇に強い影響力のあったウィッグ党系の Indiana Journal 誌と民主党系の Indiana Democrat 誌は、共に正貨支払の部分停止に賛意を示した。前者の論調は、他に有効な方策が見つからないまま、支払能力の怪しい東部諸州の各種銀行券が兌換を求めて The Second State Bank に集まり、The Second State Bank から東部へと正貨が闇雲に流出してしまうことを避けねばならないというもの（1837年5月20日付）である。後者は、1837年5月31日付で、The Second State Bank が全米で最も支払能力のある銀行のひとつであることを明確に謳った⁴²。

正貨支払の停止が宣言されたあと、兌換請求を行おうと各支店銀行券を携えた代理人が東部からインディアナ州域内に集まってくる。このとき The Second State Bank には、合衆国東部の各都市の様々な商業銀行に各支店銀行券で入れた他行預金が100万^{ドル}あった。The Second State Bank によるこうした他行預金は、東部の諸銀行が取り付けに遭った際にそれらの支払能

³⁹ Harding [1895] p.16. なお The Madison Branch Bank の開業時に James F. D. Lanier は支配人であった (Esarey [1912] p.247)。また James F. D. Lanier は The Madison Branch Bank の最大の個人株主でのちにその頭取に就任した (Knox [1903] p.707)。

⁴⁰ Esarey [1912] p.259. Madison [1975] p.6. Carmony [1998] p.254. なお Harding [1895] は、インディアナポリスの商人達が各支店銀行券の額面通りの授受を決めた会合の日付を、正貨支払の部分停止をめぐる宣言の前日にあたる「5月19日」と記しており (Harding [1895] p.16)、確認を要するところである。

⁴¹ Carmony [1998] p.254およびp.720の脚注179を参照。

⁴² Carmony [1998] pp.254 - 255.

力を背後から支えるものとなる。また各支店銀行は、自行銀行券をこれまでのように額面通りに受け取るほか、全ての負債を棒引きにする措置をとった⁴³。1837年5月22日付で Samuel Merrill 総裁が考えていたのは、「多くの人民がいまの金融逼迫の元凶を The Second State Bank に求めているが、すべての銀行の破壊は愚劣にも運河や鉄道の破壊と同じだ」ということである⁴⁴。Merrill 総裁は、「反銀行主義」の理念が伝統的に浸透しかつては銀行廃絶をめぐる運動すらも生じたこのインディアナの地において、銀行の功罪を踏まえつつも、銀行制度や銀行自体が放つ社会的な役割に州民はもっと目を向け理解を深めるべきだという警鐘を発していたのである。

1837年6月10日付の Indiana Journal 誌によれば、正貨での払込が意図された預金については、正貨支払の停止が宣言されていた最中であっても支払が続行されていた。また、全米で正貨支払が停止されていたさなか、The Second State Bank は大口の預金者である連邦政府から正貨の引出しを要求される。そこで前述の James F. D. Lanier が、The Second State Bank の代理人に任命され、正貨のうち最初の8万ドル分を返済すべく首都ワシントンD.C. (Washington D.C.) に赴く。彼は汽船とチャーターした大型の荷馬車とで正貨を運び、連邦政府のある首都ワシントンD.C.に入る。Levi Woodbury 連邦財務長官と面会した際に Woodbury 連邦財務長官から「貴行は、連邦政府預金を保有する全米の銀行のなかで、あらゆるかたちで正貨支払を提供できると私共に申し出された唯一の銀行です」と告げられる。そして通常業務の過程で必要となるまでは預金を引き出さないことを連邦政府は認めた。さらに連邦政府は、The Second State Bank の各支店銀行券を支払手段として定期的に受け取っていた⁴⁵。The Second State Bank に対する連邦政府の信頼が極めて厚かったことがここに見て取れる。第11行政区の The Fort Wayne Branch Bank の頭取であった Huge McCulloch は、The Second State Bank が正貨支払の停止の宣言中にも拘わらず少額の正貨支払を続けていたことを明かしている⁴⁶。これは、インディアナ州において正貨支払の停止が全面停止ではなくあくまで部分停止に過ぎなかったことを裏付けるものである。

2.2 州議会の対応

かくして超党派の支持と大多数の州民による支持とを背景に、正貨支払の部分停止が始まる。だが、部分停止という不安定な状態が夏から秋へと続くにつれ、正貨支払の停止をめぐる盤石の支持体制に綻びが見られ始める。北東部大西洋沿岸の卸売業者から支払請求をめぐる圧力も日増しに強まるなかで、The Second State Bank に対する批判が民主党を中心に湧き上がる。民主党系の Indiana Democrat 誌の1837年5月31日付によると、①支払停止に係る経費が6,000ドルか

⁴³ Esarey [1912] p.259.

⁴⁴ Helderman [1931] p.50.

⁴⁵ Esarey [1912] pp.258 - 259. Knox [1903] p.695, p.707. またHelderman [1931] pp.49 - 50の脚注3も参照。

⁴⁶ Harding [1895] p.16の脚注1を参照。

ら1万^{ドル}程度かかる点と、②The Second State Bank の財務内容の悪化を惹き起こす点とから、民主党を中心に正貨支払の部分停止の状態に対する批判が唱えられるようになる。続いて同年6月7日付で同誌は、The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁について銀行家としての手腕を疑問視し、The Second State Bank によるさらなる融資拡張の要求を主張する。さらに同誌は、同年9月27日付で、州民に犠牲を強いつつ The Second State Bank が莫大な利益を上げていると批判する。そして同年10月4日付で、The Second State Bank が公衆の信頼を失墜させた点と、正貨支払の停止が特許条項の規定に矛盾しているため、The Second State Bank からの特許の剥奪を熟考すべく、州の民主党大会に派遣される代表者を選挙すべき点とを主張した⁴⁷。また、The Second State Bank の理事会メンバーもウィッグ党員が大勢を占めていることや、州都のある第1行政区を司る The Indianapolis Branch Bank について、1837年の時点で理事・役員全12名のうち実に11名がウィッグ党員であることなどが、民主党や強硬なジャクソン主義者によって政争の具にされ公に晒される⁴⁸。この頃の銀行批判の論拠は、中西部諸州に根付いた伝統的な「反銀行主義」の理念に基づく、硬貨主義の実践論と銀行廃絶論とがベースにはなっていた。だが、批判の論点も、銀行による便宜の享受に伴う政治的・経済的な待遇格差の問題へと次第に向けられてゆく。具体的には、The Indianapolis Branch Bank を始め各行政区で銀行業務を実践する各支店銀行の享受を誰が受けられ誰が拒否されたのかに論点が集まるようになる⁴⁹。

1837年11月29日、正貨支払の再開日程を話し合う全米単位での銀行家総会がニューヨーク市で開催される。The Second State Bank も情報収集と意見交換を目的にこの総会に使節を送ることを決め、Isaac Coe 博士が代表として総会に出席する。しかしこの会議で正貨支払の再開の日程は決まらず、1838年4月に再び総会を開き協議する旨の決議に留まった⁵⁰。この後すぐ、1837年12月初旬に1837-1838年会期の州議会が始まる。任期満了に伴い1837年12月末に退任を控えていた Noah Noble 州知事は、州議会の冒頭の所信表明演説において、州政府が正貨支払の停止状態を宣言したことを頑なに支持した。Noah Noble 州知事はこう弁護する。もし The Second State Bank の理事会が各支店銀行による正貨支払の停止をめぐる判断を勧めてこなかったならば、The Second State Bank はむしろ州民からの信頼を失い、州民の利益に反く行動を執っていたと。また、The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁も陳弁し、The Second State Bank が大規模な正貨保有を続けつつ融資や他行銀行券の保有高を減らしている旨を述べ、健全な財務状態に保とうと尽力している点をアピールした⁵¹。一方、1838年1月1日付で就任した David Wallace 新州知事は、正貨支払の停止と The Second State Bank の態様とをめぐる問題について、就任式での言及を避けた⁵²。

⁴⁷ Carmony [1998] p.255. また、民主党および Indiana Democrat 誌による The Second State Bank への批判については、Shade [1972] p.54およびp.273 の Chapter 2 の脚注24を参照。

⁴⁸ Madison [1975] pp.12 - 13.

⁴⁹ Madison [1975] p.7. なお伝統的な「反銀行主義」の理念については、大森 [2008] pp.39-40を参照のこと。

⁵⁰ Carmony [1998] p.256.

⁵¹ Carmony [1998] p.256.

⁵² Carmony [1998] p.255.

州議会では、一部であっても正貨支払の停止が生じてしまった現実を重大な課題と位置づけ、審議に時間が費やされる。審議の焦点は、恐慌の襲来に対し結果として州政府が正貨支払の停止を宣言せざるをえない事態となったがために、インディアナ州の通貨・信用秩序の円滑な展開を結果的には保証しきれなかったと見たうえで、The Second State Bank の責任をどう見るかにあった。まず州下院の特別委員会で審議が始まる。この特別委員会では The Second State Bank への調査を行うことが決められる。調査の結果、州都を抱える第1行政区の The Indianapolis Branch Bank において、融資総額の約半分が支店銀行の株主や役員に優遇的に回されていることが判明する。The Indianapolis Branch Bank の支配人である Bethuel F. Morris と The Second State Bank の支配人すなわち本店銀行の支配人である James. M. Ray とが特別委員会に呼ばれ、事情を聴かれる。前者は、手形割引を行う際の判断の根拠を聞かれるが返答を拒む。後者は、銀行や銀行業に対する僻みを醸成してしまうものとして、批判を退ける⁵³。ところが事情聴取のあとも、The Second State Bank への責任追及は強まることはなかった。この特別委員会の19人のメンバーのうち、委員長を含む14人がウィッグ党の州下院議員で占められ、民主党の州下院議員は5人に留まる。The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁もウィッグ党員であることから分かるように、ウィッグ党は基本的に The Second State Bank を擁護する立場にあり、この特別委員会においても The Second State Bank を擁護する意見が続出する。そしてやはりウィッグ党員の Samuel Judah 委員長が審議の結果を報告書にまとめて州議会に提出する。その概要は、部分的ながらも正貨支払の停止という事態を招いた The Second State Bank について、特許剥奪の必要性を免れないものの、他方で公衆の繁栄に不可欠な存在であり、特許剥奪を強制しないのが妥当であるとし、特許剥奪に係る案件を取り消すことを満場一致で可決する、というものである。さらに The Second State Bank の特許条項の修正に関して、一部の委員から反対があったが、大方の委員は特許条項の修正自体が職務の埒外にあるという認識で一致したことも Samuel Judah 委員長によって報告された⁵⁴。

続く州上院の特別委員会では、党派を超えて見解が複雑に分かれる。民主党の州上院議員4名とウィッグ党の州上院議員1名を含む、委員総数のうち過半数を辛うじて上回る数の委員達が、以下の内容を記した報告書に署名する。それは、正貨支払の停止に陥った事実を受け止めるものの、The Second State Bank および州民にとってそれは最善の処置であり、特許の剥奪には反対する。ただし時機と経験に即した特許条項の修正は行うべきだという内容である。こうした多数派の報告書に対し、少数派の報告書も示される。この報告書には、ウィッグ党の州上院議員3名と民主党の州上院議員1名の計4名の署名が施される。この内容は、The Second

⁵³ Madison [1975] pp.7-8. なおMadison [1975] は、州下院の特別委員会の報告書の日付を「1838年1月29日付」としているが、この点はさらなる追究を要する。

⁵⁴ Carmony [1998] p.255. なお州下院の特別委員会の委員長を務めた Samuel Judah は、1838年に入ってから高まり始めるインディアナ州の自由銀行運動の主唱者としてのちに名を馳せることとなる (Shade [1972] p.55)。

State Bank が、必要に応じて執るべきと考えられる権限や金融機関としての持続のために必要な権限を持つべきであり、この点において正貨支払の停止措置は特許の侵害に当たらないというものである⁵⁵。特許の侵害の可否をめぐる対立はあれど、どちらの報告書も、必要に応じた正貨支払の停止はやむなしという点では一致している。

侃々諤々の議論を経て、この審議をめぐる州議会としての最終結論がまとまる。結論は、州下院の特別委員会が州議会に提出した委員会報告書、*Report on the Suspension of Specie Payments* (1838年1月1日付)の内容が採用される。主旨は「正貨支払の停止という事態を招いたことについて、The Second State Bank は特許に違反しているが、特許の破棄は得策でない」というものである。1838年2月10日付の *Indiana Journal* 誌によれば、正貨支払の停止という事態を認め特許の破棄を否定することについては、州下院の特別委員会では全員一致で可決され、州上院の特別委員会でも大多数の賛同を得て可決された。既存の特許条項を一部修正することについても同意が見受けられた。修正内容は2点である。ひとつは、北東部の大西洋沿岸の各都市で正貨支払の再開が宣言されてから30日以内に正貨支払の回復を各支店銀行に要請する権限を、The Second State Bank の理事会に与えるという点である。もうひとつは、今後さらなる正貨支払の停止が宣言された場合には特許を失効するという点である。この修正案を踏まえた正貨支払の停止措置の正当化をめぐる共同決議について、州上院議会でもかなりの大多数を以って可決され、州下院議会でも63対35の票決で可決された⁵⁶。かくして州議会は、The Second State Bank による通貨・信用秩序の管理責任を認めながらも The Second State Bank による堅実な与信や通貨供給の意義をも認め、The Second State Bank の社会的な必要性を重んじ、その閉鎖による州域内への悪影響を懸念したのである。

結局のところ、正貨支払の停止が宣言されている期間中、上記した州下院・特別委員会の勧告こそあったものの、The Second State Bank の存在や組織形態そのものには何の変化も生じなかった。そして前述のように、以前の総会（1837年11月29日開催）で延会が決まっていた全米規模の銀行家総会が1838年4月に再び開催される。今回も The Second State Bank から代表が派遣される。派遣されたのは、理事会メンバーの James F. D. Lanier と John Law とである。この時の総会では、1839年1月の第1月曜日に全米単位で正貨支払を回復させるという議案が示された。この議案の提示に対し、The Second State Bank からの代表団は、より早期の正貨支払の回復を求め、西部諸州の各銀行家と手を組んでその実現に向けて奔走する。The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁とその理事会メンバーも、他州の他行と一致してより早期の正貨支払の回復を実現するというこの方針を承認していた。当初は1838年5月10日という日程案が示され、The Second State Bank からの代表団はこの案に投票するが、総会ではこの案が否決される。そして今度は1838年8月13日という日程案に投票し、総会でこの案が通る⁵⁷。かくして、正

⁵⁵ Carmony [1998] pp.255 - 256.

⁵⁶ Carmony [1998] p.256およびp.720の脚注188を参照。

⁵⁷ Esarey [1912] pp.259 - 260, Harding [1895] p.17, Carmony [1998] p.256およびpp.720 - 721の脚注190を参照。

貨支払の回復が1838年8月13日に全米で実施されることが決まる。この日を迎えるにあたって、インディアナ州および The Second State Bank においてはさしたる混乱も生じなかった⁵⁸。The Second State Bank の理事会メンバーである Calvin Fletcher は、この日に全ての支店銀行が正貨支払を通常通りに全面再開させたことを喜ぶが、今後2年以内に最大の窮迫が到来するとの懸念も併せて示す⁵⁹。この懸念は的中してしまうこととなる。

2.3 恐慌後の銀行業況

では、1837年恐慌の影響を受けてインディアナ州政府が正貨支払の一部停止を宣言した1837年5月から正貨支払が全面回復する1838年8月を経て1838年末に至るまでの間に、The Second State Bank の業態は実際にどう変化していたのか。

既述のように、The Second State Bank の各支店銀行は、農民層に対してはおもに農地などの土地つまり不動産を担保にした融資を行ってきた（本論の1.1を参照）。だが1837年恐慌の影響を受けて、各支店銀行は焦げ付いた融資を回収すべく担保を換金しようと試みるが、容易には換金できない事態に直面する。表4に基づいて、The Second State Bank の各支店銀行に対する不履行債務の総額の推移を見ると、2,650ドル00¢（1836年11月26日付）から8万6,901ドル06¢（1837年11月18日付）、さらに14万1,109ドル75¢（1838年11月17日付）へと、1837年恐慌の襲来を経て年を追う毎に激増している。それゆえ、The Second State Bank の役員達は、土地などの不動産を担保に融資するという形態が長期的な視野でみてどんなに安全な形態であったとしてもふさわしくないと考え、土地などの不動産を担保に融資するという方法の限界を悟り始める。そこで各支店銀行は、土地などの不動産を担保にした融資を適宜中止することになるが、農民層に対しては個人所有の資産を担保にしたり農産物商品の船積みの過程で振り出された為替手形を割り引いたりして、不況の最中にあっても融資を続けることとなる⁶⁰。こうした事情を反映して、インディアナ州域内においては、恐慌や不況の影響を受けて減少傾向に入りつつも、堅実に与信が続けられる。与信の状況の詳細を具体的に見てみよう。

手形割引については減少傾向にある。表3によれば、月毎の推移では、ピークは1837年5月27日付の416万5,340ドル01¢で、トラフは1838年7月21日付の318万9,303ドル52¢であり、約98万ドルのダウンが見受けられる。ただし手形割引の内部構成の変遷について、前掲の表4に沿って年毎の推移で見ると、約束手形の割引が288万2,724ドル69¢（1837年11月18日付）から303万7,649ドル72¢（1838年11月17日付）へと堅実な伸びを見せている。他方、為替手形の割引は88万3,888ドル41¢（1836年11月26日付）から37万4,955ドル63¢（1837年11月18日付）へと大幅に落ち込んだあと、50万0,411ドル12¢（1838年11月17日付）へとV字型の回復基調を示している。この動向は、

⁵⁸ Root [1895] は、1838年に The Second State Bank が正貨支払を一時停止したと示しているが（Root [1895] p.231）、これは誤りである。

⁵⁹ Carmony [1998] pp.256 - 257.

⁶⁰ White [1914] p.338. 奥田 [1926] p.135.

上述したように、The Second State Bank の各支店銀行が農民層への与信を展開するのに農地などの不動産を担保にした融資をやめて為替手形の割引を積極的に進めたことが背景にあると考えられる。

さらに、銀行間の資金融通に関する年毎の推移を、表4で見よう。支店銀行間の資金融通をめぐる取引を見ると、ある支店銀行から別の支店銀行に宛てた債権の総額については、88万6,025^{ドル}（1836年11月26日付）から36万1,105^{ドル}25^{セント}（1837年11月18日付）に増えたあと4万6,621^{ドル}72^{セント}（1838年11月17日付）に激減している。ある支店銀行から他行（支店銀行を除く）に宛てた債権の総額は、145万7,204^{ドル}65^{セント}（1836年11月26日付）から46万0,520^{ドル}51^{セント}（1837年11月18日付）、22万6,521^{ドル}94^{セント}（1838年11月17日付）へと、これもかなりの減り方を示している。逆に債務のほうを見ると、ある支店銀行から別の支店銀行に宛てた債務の総額については、83万2,199^{ドル}90^{セント}（1836年11月26日時点）から32万9,646^{ドル}38^{セント}（1837年11月18日付）、そして5万3,560^{ドル}33^{セント}（1838年11月17日付）へとやはり急減している。ところが、ある支店銀行から他行（支店銀行を除く）に宛てた債務の総額は、6万6,867^{ドル}08^{セント}（1836年11月26日付）から10万1,179^{ドル}51^{セント}（1837年11月18日付）に、さらに26万6,521^{ドル}94^{セント}（1838年11月17日付）へと、むしろ増える傾向を示している。結果として、正貨支払の部分停止が行われている期間中からその全面回復がなされた直後にかけての銀行間の資金融通の様相は、ネットベースでは貸出超過の状態が続いている。これは、正貨支払の部分停止期間中でも銀行間を通じた資金の融通が着実に行われていたことを示すものである。ただし、正貨支払の部分停止に入ってから銀行間の資金融通をめぐる取引の規模そのものは急激に収縮していることに注意が必要である。銀行間融資に基づいて銀行間の資金の流れを保っておくことは、決済事業を順調に進めるうえで、ひいては通貨・信用秩序の健全性を担保するうえで極めて重要なことである。なお、正貨支払の部分停止が実践され続けている危急時の1837-1838年の会期中に、州議会は重要な事案を承認している。それは、支店銀行間の債権・債務に係る保有総額の上限を資本金総額の2倍から2.5倍へと緩めるという、The Second State Bank の理事会による決定事項である⁶¹。いわば銀行間融資の連鎖をつなぐパイプを太くするこの緩和策は、正貨支払の部分停止が実践されている期間中であっても銀行間の資金融通と決済とを持続させ、インディアナ州域内の通貨・信用秩序に全米屈指の健全性を与えることに有効に作用したと考えられる。

続いて要求払債務（銀行券+預金）を見てみよう。銀行券の発行総額の推移を表3で見ると、若干ながら減少基調に入っては再度持ち直すトレンドを見せている。具体的には、241万2,915^{ドル}（1837年5月27日付）から徐々に減少し228万8,458^{ドル}（1837年12月23日付）でトラフを迎える。その後は上昇に転じ、1838年6月23日の時点で正貨支払の停止が宣言される以前の水準に戻り（244万5,853^{ドル}）、正貨支払が全面回復した直後には248万0,360^{ドル}へと伸びている（1838年8月18日付）。こう見てくると、1837年恐慌の襲来を受けたにも拘らず、手形割引も発券も小幅

⁶¹ Carmony [1998] p.174.

な上下変動こそあるがそう大きくは落ち込んでいない。The Second State Bank の与信ないし通貨供給のパフォーマンスは、正貨支払の部分停止が実践された期間中であっても一定程度の水準を保ち続けていたといえる。

次に預金債務の構成を見ると、総額では急落の趨勢にある。特にこれまで The Second State Bank の預金構成の大勢を占めていた連邦政府預金の総額が急落している。具体的には、148万1,657^{ドル}65^{セント}（1837年5月27日付）から27万9,498^{ドル}09^{セント}（1838年8月18日付）へと激減している。これは、公金の預託を介した連邦政府との関係が次第に薄れつつあったことを物語っている。この点に関してさらに興味深いデータがある。表4によれば、連邦財務省に対する The Second State Bank の債務総額が、226万7,489^{ドル}68^{セント}（1836年11月26日付）から57万6,277^{ドル}75^{セント}（1837年11月18日付）へ、さらに20万6,534^{ドル}10^{セント}（1838年11月17日付）へと90%以上も落ち込んでいる。これは、債権・債務関係を通じた連邦財務省に対する The Second State Bank の依存度が小さくなっていることを示唆するものである。さらに興味深いことに、表4によれば、1837年11月18日付で、The Second State Bank に連邦財務省から特別預金16万1,573^{ドル}70^{セント}分が正貨（銀）で払い込まれている。この払込が、減少傾向にあった正貨保有の総額と預金総額とりわけ連邦政府預金の総額とに寄与している。この払込は、特許切れの非更新という連邦政府の決定に伴い第2次合衆国銀行が消滅したことによるものと考えられる。他方、民間預金については、表3によれば、45万0,306^{ドル}47^{セント}（1837年5月27日付）から47万5,083^{ドル}45^{セント}（1837年12月23日付）へと伸びたあと28万9,266^{ドル}49^{セント}（1838年8月18日付）に落ち込んでいる。これまでは連邦政府預金が個人預金を凌駕し続けていたが、正貨支払の回復後は、双方がほぼ同水準になってしまったのである。

では、肝心の正貨保有の総額はどう推移しているのか。表3によれば、正貨支払の部分停止の実施期間中にあたる1837年7月22日の時点で一時的に100万^{ドル}を下回った（99万9,894^{ドル}34^{セント}）が、総じて120万^{ドル}前後で推移している。また表5で保有正貨の内訳を見ると、金の保有総額は6万7,027^{ドル}17^{セント}（1836年11月26日付）、16万5,804^{ドル}59^{セント}（1837年11月18日付）、18万6,425^{ドル}75^{セント}（1838年11月17日付）と増える傾向にある。一方、銀の保有総額は113万7,710^{ドル}42^{セント}（1836年11月26日付）、96万2,226^{ドル}97^{セント}（1837年11月18日付）、115万9,406^{ドル}33^{セント}（1838年11月17日付）と、正貨支払の部分停止がなされている期間中にいったんは100万^{ドル}を割り込んだものの、正貨支払の回復後は再び増加に転じている。全米が正貨支払の停止に陥り苦悶しているさなかであって、The Second State Bank はかなり充実した正貨の保有状態にあったのである。

正貨支払の部分停止が実践されていた期間中も The Second State Bank が十分な支払能力を持ち得ていたのか否かをさらに確認するために、準備率の推移に着目しよう。表3によれば、要求払債務（銀行券+預金）に対する正貨の準備率は、27.8%（1837年5月27日付）から41.4%（1838年8月18日付）へと極めて高い水準で推移し、かつ格段に伸びている。準備率の水準としては驚異的な高さである。表4から The Second State Bank の総債務（銀行券+預金+他行債務+その他債務+基金支払）に対する正貨の準備率を算出すると、20.9%（1836年11月26日付）、

33.8% (1837年11月18日付), 34.2% (1838年11月17日付) と、正貨支払の部分停止が行われている期間中にも拘わらず上昇基調にあり、しかも高い水準にある。

1837年恐慌の襲来で正貨支払の停止が宣言されその部分停止が実践されているにも拘わらず、The Second State Bank の準備率が高い水準のまま推移し十分な支払能力を維持し続けているのはなぜか。これまでの分析から判断すると、発券を着実に増やしつつも手形割引の総額は若干減らす傾向で、また銀行間の資金融通の規模は収縮させながら、トータルでは与信ないし通貨の供給が一定程度の水準で行われ続けている。一方で、正貨の保有総額は激減することなく120万 ドル 前後で安定的に推移していた。この結果、正貨支払の停止が宣言されその部分停止が実践されているにも拘わらず、The Second State Bank の準備率は高い水準で保たれ、十分な支払能力を維持し、「最後の貸手」として最終決済を滞りなく続けることができた。それゆえ、1837年恐慌の襲来にも拘わらず、インディアナ州の通貨・信用秩序は通貨ないし信用供給の逼迫という緊急事態を免れることができたのである。The Second State Bank がインディアナ州域内の通貨・信用秩序を安定化させたことを顕著に示すものとして、不履行債務の減少がある。表4によれば、The Second State Bank の各支店銀行に対する不履行債務の総額は、1837年恐慌から約1年半後の1838年11月17日には14万1,109 ドル 95 ¢ に上っていたが、それから僅か1年後の1839年10月31日には0 ドル 00 ¢ となっている。驚くべきことに、The Second State Bankは堅実な運営の下に僅か1年で不履行債務をなくすことに成功したのである。

とはいえ、1837年恐慌が The Second State Bank の利益率や財務体質に全く影響を与えなかったというわけではない。表4によれば、The Second State Bank の払込資本金の総額は年々増え続けている。一方で、純利益は3万0,003 ドル 44 ¢ (1836年11月26日付) から17万0,725 ドル 95 ¢ (1837年11月18日付) へ、正貨支払の部分停止が行われている期間中に上昇したあと、7万8,512 ドル 51 ¢ に (1838年11月17日付) に激減している。利益率の変動も振幅が著しかったのである。ここでのひとつの疑問は、正貨支払の停止が宣言されその部分停止が実践されている期間中になぜ純利益が上がったのかという点である。この点に関して興味深いのは、無利子配当の推移である。表4によれば、無利子配当は3万0,345 ドル 44 ¢ (1836年11月26日付) から4,598 ドル 63 ¢ (1837年11月18日付) へと激減している。粗利益から一部分与される無利子配当の拠出総額が、かなり低く抑え込まれるかたちで計上されているのが分かる。表6によれば、この時期の各支店銀行の配当率は、本店銀行に置かれた理事会によって9.36% (1836年) から8.00% (1837年) に若干引き下げられている。The Second State Bank は、配当政策を手段のひとつとして援用し配当金の分与を抑えながら、正貨支払の部分停止が行われた期間中における純利益の計上額を相対的に大きくさせていたと見ることができる。

このように、正貨支払の停止をめぐる波が全米を襲うが、ことインディアナ州に関してはThe Second State Bank が潤沢な正貨の保有や比較的安定した財務体質を基盤に堅実な運営を続ける。そして、The Second State Bank は逼迫しがちな通貨・信用秩序にあって的確に通貨を供給し最終決済を行いつつ、他方で不履行債務をなくす努力を続けていたのである。1838年7月

7日付の Indiana Journal 誌によれば、正貨支払の停止が全米で宣言されていたにも拘わらず The Second State Bank の各支店銀行券は、通貨としての評判が絶大であった。特に発券銀行としての財務基盤が不安定な州法銀行が濫立し、信用貨幣としての銀行券の信頼性が崩落していた南西部諸州の都市（テネシー州ナッシュビルやルイジアナ州ニューオーリンズなど）では、The Second State Bank の各支店銀行券は発行元の財務基盤が安定して将来確実に決済される安定的な通貨とみなされ、額面にプレミアムがついて流通するほどであった。正貨支払の停止が行われている期間中に発行銀行券がプレミアム付で他州にまで及んで流通する例は、極めて稀であった。他には北東部の大西洋沿岸地域に近いニューイングランド諸州で発行された州法銀行券があるに過ぎなかった。ちなみにニューイングランド諸州で発行・流通する各種銀行券の価値が著しく安定していたのは、民間単位で自発的に創設された銀行間の集中決済組織であるサフォーク・システムを基盤にして、民間の一州法銀行である The Suffolk Bank が発券と決済事業とをニューイングランドで堅実に続けていたためである⁶²。全米広しとはいえども僅かにニューイングランドとインディアナの地域のみが、世界恐慌の影響にも容易には屈せず、各々の通貨・信用秩序の動揺を最小限に食い止めることができたのである。

3. 恐慌の爪痕

3.1 恐慌の再来

既述のように、インディアナ州では正貨支払の部分停止の状態が1838年8月13日に解除され、正貨支払が約1年3ヶ月ぶりに全面的に回復する。だがその回復後も、インディアナ州域内の通貨・信用秩序は不安定な様相を見せ続ける。インディアナ州には、正貨支払の全面回復から約1年3ヶ月後の1839年11月に正貨支払の再停止という事態が訪れる。その後インディアナ州政府が正貨支払の全面回復を再び宣言したのは1842年6月15日なので、実に2年7ヶ月もの長きに渡って正貨支払が不確実な情勢が続くこととなる。この契機となったのは、イギリス発の1839年恐慌の影響が再び全米に波及してきたことにある。

イギリスから1839年恐慌が波及し、1839年10月8日から9日にかけて正貨支払の停止をめぐる波が再び全米を駆け巡る。このときインディアナ州は、前述のニューイングランド諸州と共に、正貨支払の全面停止を免れた稀有の地域であった⁶³。とはいえ、インディアナ州の論壇では、ウィッグ党系の Indiana Journal 誌が東部諸州の銀行破綻を報じ、要求払いの集中に伴う東部への正貨流出の危険性を訴える。また民主党系の Indiana Democrat 誌は、現行の銀行制度の失墜とそれに代わる州立の機関が人々の信頼を集めることになるとの予測を示した。それから1ヵ月後の1839年11月に、インディアナ州は正貨支払の停止という現実にも再び直面せざるをえ

⁶² サフォーク・システムの内実やその盛衰については、大森 [2004] を参照。

⁶³ この点については、本論の脚注2も参照されたい。

なくなる。インディアナ州では、前回の1837年恐慌後の対応と同様に、The Second State Bankとしては各支店銀行がそれぞれの支払能力や財務体質の実状に則して正貨支払を停止するの継続するのかを自主的に判断させるという対応をとる。また、正貨支払の停止に陥った際の対処法について、The Second State Bankの理事会ないし本店銀行から各支店銀行に対して具体的な指導や助言はなかった。この結果、今回もインディアナ州では他州とは異なり、正貨支払の全面停止を容認するかたちではなく、支店銀行によって正貨支払の可否が分かれるという部分停止を容認するかたちが執られる。しかし前回と異なるのは、正貨支払の部分停止という体裁が示されつつも、実際にはいずれの支店銀行も正貨支払の条件付停止を一度は判断せざるをえない状況にあったという点である。1839年11月半ばに開かれたThe Second State Bankの理事会では、特に外国籍の人々や仲介業者に対する正貨支払の停止を複数の支店銀行が実施していることが報告された⁶⁴。その後、支店銀行によっては個別の条件に応じて部分的に正貨支払を行うところも見られるようになる。こうした実状について、1839年12月、David Wallace 州知事は州議会で見解を述べる。それは、他州が続々と正貨支払の全面停止を決断するなかThe Second State Bankがこれに追従せず忌避してきたことに理解を示しつつも、正貨支払に関して各支店銀行が個別に下す決断のなかには疑問が残るものも出ている、というものである⁶⁵。

表8は、1839年11月に正貨支払の部分停止が再び生ずるその前後における、各支店銀行券の価値変動の推移を示したものである。これによると、正貨支払の再停止が行われる前では第2行政区でこそ額面をほんの僅かだけ下回って流通してはいるものの、不明の第10行政区と第13行政区とを除く全域で、各支店銀行券は額面通りにもしくは額面に若干のプレミアムがつくかたちで流通している。インディアナ州域内で流通する各支店銀行券がいかに健全な通貨として州民に受け入れられていたかが分かる。注目すべきは、正貨支払が再び部分停止に入ったあとで、不明の第10行政区と第13行政区とを除く全ての行政区で支店銀行券が額面を上回る価値で推移しているところにある。この点から、各支店銀行による正貨支払の条件付での実施を背景に、いかに各支店銀行券が安定し高い信頼を得た通貨として州域内で州民に認識されていたかが推量される。表8を見る限りでは、正貨支払が再び部分停止に入ったあとでも通貨価値への悪影響はインディアナ州域内においては殆どないと言ってよく、The Second State Bankという、複数の支店銀行を抱えた単一の州法銀行としての銀行間組織の体系がインディアナ州の通貨・信用秩序を背後から効果的に支えていた実態が浮かび上がってくる。州域内では健全通貨として評価の高かった各支店銀行券ではあるが、州域外では地域によって様々な評価がなされていた。合衆国の中南部ないし南西部のテネシー州ナッシュビル(Nashville)や、ルイジアナ州ニューオーリンズ(New Orleans)、ミシシッピ州ナチエズ(Natchez)などの交易都市では、1839年恐慌が到来する前の1839年7月の時点では、The Second State Bankの各支店銀行券は額

⁶⁴ Carmony [1998] p.257.

⁶⁵ Carmony [1998] p.721の脚注194を参照。

表 8 正貨支払の部分再停止と支店銀行券の価値変動

行政区	中枢都市	再停止前	再停止中
第1区	Indianapolis	par	+2-5%
第2区	Lawrenceburg	slight	+5-10%
第3区	Richmond	par	+2-10%
第4区	Madison	par	+2-10%
第5区	New Albany	par	+2-7%
第6区	Evansville	par	+0.5%
第7区	Vincennes	par	+0.5%
第8区	Bedford at Louisville	+1-2%	+5-6%
第8区	Bedford at other points	+1.5-3%	+6-7%
第9区	Terre Haute	par	+1-3%
第10区	Lafayette	-	-
第11区	Fort Wayne	par	+5-12%
第12区	South Bend	par	+5-10%
第13区	Michigan City	-	-

註：第10区と第13区は不明。なお表記について、例えば「+1%」は「額面+1%」の意。Slight は、額面を僅かに下回る意を表している。

出所：Harding [1895] p.22.より作成。

面にプレミアムが付くかたちで授受されていた⁶⁶。他方、東海岸のニューヨーク市においては、The Second State Bank の各支店銀行券は、正貨支払の部分再停止の状態に入った1839年に2度の見積もりがなされている。そこでは、いずれの支店銀行券も額面を5~6%程度下回る相場で推移する⁶⁷。支払手段としての支店銀行券の価値が州域内と州域外とで異なると、The Second State Bank の各支店銀行にとって有力な利益獲得の分野である為替手形の売買に影響が出る。例えば、The Second State Bank の各支店銀行は、南部の交易都市ニューオーリンズで振り出された為替手形を例年春と秋に荷主から購入する。購入した為替手形が満期に近づくと、The Second State Bank の代表者がニューオーリンズに出向いて換金する。この取引で得た純利益がニューヨーク市など東部の各都市での為替売買に利用される。合衆国東部で振り出された為替手形をインディアナの商人層が東部の各都市で入手し、The Second State Bank の各支店銀行がそれらの為替手形の割引と換金とを少なくとも年3回は行う。為替手形をめぐる一連の商取引の過程で、手形の割引率は、おもに減価した銀行券のために、各回の取引で8%から15%程度で推移していた。1837年恐慌のあとも、The Second State Bank の各支店銀行は8%から10%程度の純利益を確保してゆく。The Second State Bank は正貨支払の全面停止を免れたために、市中における各支店銀行券の流通量が伸びたといわれている⁶⁸。

⁶⁶ Harding [1895] p.17.

⁶⁷ Esarey [1912] p.260.および Knox [1903] p.696の脚注を参照。

⁶⁸ Esarey [1912] p.260.

1839年11月に生じた正貨支払の部分再停止の状態は1840年の間も続く。この間に The Second State Bank の支店銀行の数は13に増える。すでに1838年2月に The Second State Bank の理事会はサウスベンド (South Bend) に12番目の、ミシガンシティに13番目の支店設置を決めていた。これらの支店銀行の開業は、正貨支払が全面回復するまで待たれることとなる。サウスベンドのほうは同年6月から民間向けに株式の割当を募集し割当を始める。そして州知事の宣言に基づき1838年11月14日、T. W. Bray が頭取に、Horatio Chapin が支配人にそれぞれ任命され、第12行政区で The South Bend Branch Bank が開業する⁶⁹。続いて1839年の早々に、第13行政区で The Michigan City Branch Bank が開業した。なお1839年の時点で、ローガンズポート (Logansport) とラッシュビル (Rushville) とクロフォーズビル (Crawfordsville) に14番目・15番目・16番目としての支店銀行の設置が州議会で認可されていた。14番目の The Logansport Branch Bank については、1839年6月に民間向けに株式割当が募集され適切に割り当てられたが、州政府に初回の割賦払いを行えるだけの資金がなかったことや、第10行政区の The Lafayette Branch Bank が設置反対の意思を表明したことで、惜しくも開業が断念される。また15番目・16番目の支店銀行はいずれも開業まで漕ぎ着けられず、幻に終わる⁷⁰。

のちに州議会に提出されることになる1841年の銀行報告書によると、開業中の支店銀行13行のうち10行は、兌換請求で自行銀行券を提示されてもその正貨支払が実施されるかどうかは一律ではなかった。残り3行については特に外国から大量に自行銀行券が兌換請求された場合には確実に正貨支払を拒絶するとみられた。しかし蓋を開けてみると、各支店銀行への異議申し立ては生じなかった⁷¹。ここで想起されるのは、The Second State Bank の創設における取り決めのままで、「支店銀行は正貨支払を停止させてはならず、停止させた場合は当該の支店銀行が保有する債務総額の12.5%にあたる額分を罰則金として支払う」という罰則規定の存在である⁷²。既述のように、正貨支払の持続か停止かについては各支店銀行の裁量的な経営判断に委ねられていたため、正貨支払を停止させた支店銀行に対し上記の罰則規定は適用されて当然だと考えられる。しかし実際はこの罰則規定は適用されることはなかった⁷³。正貨支払が再び部分停止に陥るという事態は、The Second State Bank のみならず州政府や州議会によっても事実上黙認されていたのである。

3.2 不況期の銀行業況

ところで、インディアナ州が正貨支払の部分停止の状態に再び陥った1839年から1842年に至

⁶⁹ Esarey [1912] は、この時の日付を「1838年11月3日」と示している (Esarey [1912] p.260)。確認を要するところである。

⁷⁰ *Hunt's Merchants' Magazine* [1849] p.151. Esarey [1912] pp.260-261. Carmony [1998] p.264ならびにpp.723-724の脚注229を参照。

⁷¹ Harding [1895] p.18.

⁷² この罰則規定については、大森 [2008] p.65を参照。

⁷³ Harding [1895] p.18.

る時期は、The Second State Bank の財務・経営内容が最も悪化した状態にあったといわれている。確かに表4によれば、The Second State Bank の純利益の総額は、14万8,544^{ドル}35^{セント}（1839年10月31日付）から1万5,282^{ドル}87^{セント}（1840年11月21日付）へと激減している。その後は3万2,883^{ドル}60^{セント}（1841年11月20日付）から7万1,716^{ドル}38^{セント}（1842年11月19日付）へと純利益は回復こそ見せるものの、回復は激減前の半分程度の水準に留まっている。資本金総額のほうは年々増大の基調を示しているので、資本金総額に対する純利益総額の比率すなわち利益率もまた落ち込んでいる。同じく表4によれば、The Second State Bank の各支店銀行に対する不履行債務の総額は、0^{ドル}00^{セント}（1839年10月31日付）と全く無かったのが、1839年恐慌を経て約1年後には37万8,649^{ドル}70^{セント}（1840年11月21日付）と爆発的に増え、その1年後には45万1,477^{ドル}04^{セント}（1841年11月20日付）に、さらにその1年後には40万6,122^{ドル}67^{セント}（1842年11月19日付）と、これまでになく高い水準で推移している。さらに表6によれば、株主への年次配当率は1839年・1840年は不明であるが、1841年は9.33%で、翌1842年にはThe Second State Bank の理事会によって7.00%に引き下げられている。しかし本当にこの不況期の間ずっとThe Second State Bank の与信や経営内容は沈滞しきったままの状態にあったのか。内実を細密に検討する必要がある。

まず手形割引について見てみよう。総額では、正貨支払の回復直前（1838年7月21日付）に313万9,303^{ドル}52^{セント}でトラフに陥っていたが、その後上昇に転じ、1839年3月30日付で496万0,866^{ドル}04^{セント}とピークを迎える。1839年11月に正貨支払の部分停止の状態に再び入ったあとは下降の傾向を見せる。1840年11月21日付では331万0,945^{ドル}97^{セント}、それから約1年後の1841年11月20日付では327万9,474^{ドル}06^{セント}にまで落ち込む。正貨支払の全面回復（1842年6月15日）後はさらに落ち込み、1842年11月29日付では246万0,506^{ドル}91^{セント}にまで下落した。手形割引の内訳の推移を見ると、約束手形が為替手形を凌駕したかたちで推移している。約束手形の割引総額は総じて低落気味である。具体的には、303万7,649^{ドル}72^{セント}（1838年11月17日付）、251万4,629^{ドル}21^{セント}（1840年11月21日付）、242万2,305^{ドル}98^{セント}（1841年11月20日付）、213万2,608^{ドル}40^{セント}（1842年11月19日付）と減少傾向にある。他方、為替手形の割引総額は、1838年8月における最初の正貨支払の回復直後から1839年11月における正貨支払の再度の部分停止を経て1841年に至るまでは、上昇傾向にある。具体的には50万0,411^{ドル}12^{セント}（1838年11月17日付）から上昇し85万7,168^{ドル}08^{セント}（1841年11月20日付）でピークを迎える。その後は激減し、約1年後の1842年11月19日の時点では32万7,898^{ドル}51^{セント}となっている。

次に発券総額についてみると、これは上記した手形割引の上下変動とほぼ連動した推移を見せている。1838年8月13日の正貨支払の回復直後から上昇に転じ、248万0,360^{ドル}（1838年8月18日付）から387万3,887^{ドル}（1839年6月29日付）へと急増している。その後は正貨支払の部分停止を挟んで305万8,425^{ドル}（1839年11月30日付）にまで落ちる。それから約2年間は300万^{ドル}から320万^{ドル}台の間で推移し、1842年6月に正貨支払の部分停止の状態が再び解除されたあとは激減し、180万2,540^{ドル}（1842年10月31日付）にまで落ち込んでいる。なおこの時期、The Second State Bank の各支店銀行による発券は、小額面券の発行が積極的なものとなる。1839年の時点

で、額面5^{ドル}以下の小額面券の発行が発券総額の約3分の1を占め、残り3分の2は額面10^{ドル}ないし20^{ドル}の小額面券で発行される。小額面券の大量流通が顕著なものとなるにつれて、1841年には、発行総額の1%分を州当局に支払うことを条件に、額面5^{ドル}以下の小額面券を100万^{ドル}まで発行できることとする取り決めが、州議会で認められた⁷⁴。

続いて預金構成の推移をみると、正貨支払の回復直後である1838年8月18日の時点で民間預金が連邦政府預金を初めて逆転している(表3を参照)。本論の第1章で分析したように、景気過熱の時期においては、The Second State Bankの積極的な融資や通貨供給を支える基盤となる預金として、多額の連邦政府預金は極めて重要な存在であった。しかしThe Second State Bankをペットバンクのひとつにしていたジャクソン連邦政権が1836年末で終わったあとは、公金預託の関係を通じた連邦政府との緊密性は希薄となる。これを裏付けるように連邦政府預金の総額は減り続け、1840年3月30日の時点でその総額はゼロとなる。これとは対照的に民間預金は伸びてくる。1839年前半には50万^{ドル}台で推移し、その後は下落する。正貨支払の部分停止が再び生じたあとは民間預金の伸びは復活するが、再び落ち込みを見せ始めている。さらに表5から正貨保有高の動向を凝視すると、正貨支払の回復からしばらくは120万^{ドル}~130万^{ドル}台で推移し、正貨支払の部分停止の状態が再び生ずる前後で急落する。具体的には131万8,815^{ドル}06^{セント}(1839年7月31日付)から92万4,190^{ドル}51^{セント}(1839年12月31日付)にまで落ち込む。その後約2年5ヶ月の間は90万^{ドル}台前半から120万^{ドル}台前半の間で動き、1842年の半ばに一気に下がる。すなわち106万6,562^{ドル}33^{セント}(1842年5月31日付)から79万2,797^{ドル}18^{セント}(1842年9月30日付)へとダウンしている。これは、1842年6月に正貨支払が全面再開されたあと支払要求が増え、正貨による払出しが増え続けたことによるものと考えられる。

銀行間の資金融通をめぐる実態を探ってみると、まず支店銀行宛ての債権が正貨支払の部分停止に再び陥ったあと激減している。表4によれば、他行宛ての債権は、正貨支払の部分停止が再び生じたあと20万8,301^{ドル}96^{セント}(1839年10月31日付)から30万5,146^{ドル}67^{セント}(1840年11月21日付)へと急増し、その後は18万^{ドル}~20万^{ドル}台で落ち着く。逆に、支店銀行宛ての債務は正貨支払の部分停止が再び生ずる直前に突発的に増えてはいるが、その後は減り、1842年11月19日付では1万6,519^{ドル}63^{セント}にまで落ち込む。他行宛ての債務も縮小し、26万9,905^{ドル}30^{セント}(1838年11月17日付)から6万4,929^{ドル}47^{セント}(1842年11月19日付)へと激減している。銀行間の資金融通をめぐるこれらの関係をネットベースで見ると、正貨支払の回復直後は借入超過になっているが、それ以降は概して貸出超過の幅が拡大している。

以上の各項目の変動が如実に反映される、The Second State Bankの準備率の推移を見てみよ

⁷⁴ Baker [1857] p.162. Knox [1892] p.978. Root [1895] pp.231-232. なお Root [1895] は、The Second State Bankの各支店銀行における1839年の発券総額が295万1,594^{ドル}と記しているが⁷⁵(Root [1895] p.231)、1839年の何時の時点での集計であるのか不明である。ちなみに本論の表3に基づく、1839年の発券総額は最高で387万3,887^{ドル}(1839年6月29日付)、最低でも305万8,425^{ドル}(1839年11月25日付)で、総じて300万^{ドル}を上回っている。

う。まず要求払債務（銀行券+預金）に対する準備率であるが、表3によれば、正貨支払の回復直後は41.4%（1838年8月18日付）と驚異的な高さを示している。その後は28.4%（1839年2月28日付）から24.5%（1839年12月31日付）へと、正貨支払の部分停止の再来を挟んで下落している。それからは正貨支払の再回復の前夜に40.5%（1842年5月31日付）まで盛り返す。その後は37%~40%台という極めて高い水準を保持している。さらに全債務（銀行券+預金+他行債務+その他債務+基金支払）に対する準備率を表3に基づいて算出すると、34.2%（1838年11月17日付）、27.6%（1839年10月31日付）、29.5%（1840年11月21日付）、30.3%（1841年11月20日付）、37.2%（1842年11月19日付）と推移し、正貨支払の部分停止が再び生じたにも拘わらず堅調に上昇している。さらに表5に基づいて預貸率も見ておこう。正貨支払の回復後は預貸率が上向きで、1.82（1839年4月30日付）、2.07（1840年4月30日付）、2.02（1841年5月31日付）、1.96（1841年8月31日付）、2.39（1842年8月31日付）と、正貨支払の部分停止の再来とその解除との過程を経ながら、要求払債務の総額のほぼ2倍前後にあたる与信を実施し続けている。The Second State Bankの各支店銀行は、通貨や信用を州域内に堅実に供給し続けていたことが分かる。

これまでの解析を踏まえると、最も財務状況が悪化したといわれる1839年から1842年までのThe Second State Bankの銀行業況は、個別には正貨保有高の増減に係る変動や発券・手形割引の増減をめぐる変動こそあったが、準備率は不況期にあっても堅実な上昇基調にあったことが分かる。The Second State Bankは不況期においてなるほど純利益は落ち収益力は下がっていた。とはいえ、準備率は総じて高い水準を維持し、財務内容が極度に悪化するという事態までには至っていなかった。このことは不況期における各支店銀行券の価値の安定にも寄与することとなる。度重なる正貨支払の停止に遭い通貨・信用秩序が全米で逼迫する危急時において、The Second State Bankは他州に比して健全な通貨や信用をあくまでインディアナ州域内に提供し続け、最終決済の便宜を滞らせないよう対処することに成功していた。独創的な支店銀行制に基づく特殊な銀行間組織を擁するThe Second State Bankの存在とそのパフォーマンスとによって、インディアナ州域内の通貨・信用秩序は度重なる恐慌の襲来にもそう大きく動揺することはなく、州民への経済的な損害は他州と比べて極めて小さく済んでいたのである。

3.3 改革への模索

1837年と1839年との2つの世界恐慌を挟む不況期のさなか、インディアナ州の銀行制度の展開をめぐるこれまでの総括や今後のゆくえに対し、インディアナ州議会では様々な意見や調査報告が示される。これまで本論で示してきたように、恐慌の襲来に対しThe Second State Bankは全米の他の州・地域にも増して州域内の通貨・信用秩序の動揺を抑え、州民の経済生活への支障を最小限に抑えることにひとまず成功してきた。業況の変化を数字で追ってみた限りでは、危急時におけるThe Second State Bankの舵取りの完璧さや銀行制度としての耐性の強靱さが完膚なきまでに証明されたかのように見受けられる。しかし度重なる恐慌を受けながら州議会

で続々と示されてゆく各種の意見や調査報告などを通じ、The Second State Bank の業態におけるそれまで見えてこなかった影の部分が次第に明るみに出てくることとなる。以下では、その影の部分について仔細を論究してゆくことにしよう。

3.3.1 内部融資の発覚

1837-1838年会期の州議会に提出された The Second State Bank の総裁報告書では、驚愕の事実が示される。州の総人口10万5,000人のうち、The Second State Bank の各支店銀行における借手の総数が4,951人（州の総人口の約4.7%）で、この借手のうち約12.1%（州の総人口の約0.6%）にあたる600人が The Second State Bank の各支店銀行の株主や役員といった内部関係者で占められていたというのである。具体的には、The Second State Bank の各支店銀行が行った融資総額356万4,440^{ドル}のうち、各支店銀行の役員に対する融資の総額が49万3,549^{ドル}、各支店銀行の株主に対する融資の総額が91万4,530^{ドル}、役員・株主以外への融資の総額が215万6,361^{ドル}であった⁷⁵。実に融資総額の40%近くにあたる140万8,079^{ドル}分が内部融資によるものであったということになる。さらにこの内部融資の総額のうち半分以上が極少数の役員層に対するものであった。つまり、銀行融資の恩恵を現実を受けていたのが州民全体の4.7%に過ぎず、なおかつそのうちの12.1%（州民全体の僅か0.6%）にあたる内部関係者が銀行融資の40%程度を独占していたというわけである。加えて報告書では、銀行融資の恩恵を受けた地域が州全体（全17行政区）のうち支店銀行のある13の行政区に限られていたこと、州の総人口のわずか約15分の1に過ぎない商人層が同じく州の総人口の約4分の3を占める農民層の約2倍もの融資を受けていたことが、それぞれ主張された⁷⁶。

1837-1838年会期の州議会では、上述の報告内容を受け、The Second State Bank に対する批判が噴出する。民主党とウィッグ党との両党派で構成された州下院の特別委員会では、こう酷評される。すなわち The Second State Bank は、健全な通貨を州域内に供給し、また6%の法定金利で州域内の事業者に融資を行うことで州民全体の利益に資するべく創設された。それなのに理事会の支持を背景に私的に有利な立場を利用して私益の追求に拘泥し腐敗した。The Second State Bank は、何時でも州民を守り、債務履行を円滑に行えるだけの十分な正貨を確保し、州民を破滅に導くような債務の拡大・収縮を回避すべきであると。さらに各支店銀行についても賛辞と苦言とが呈される。州下院の特別委員会は、各支店銀行に38の項目を付した質問書を送付し回答を求めている。各支店銀行のうち Richmond（第3行政区）、Madison（第4行政区）、New Albany（第5行政区）、Terre Haute（第9行政区）、Fort Wayne（第11行政区）については、各項目への明確な回答と共に調査を恐れない旨の見解が寄せられ、州下院の特別委員会もそうした姿勢を称える。しかし Indianapolis（第1行政区）、Lawrenceburg（第2行政区）、

⁷⁵ Carmony [1998] p.259およびp.722の脚注204を参照。なお Dewey [1910] は The Second State Bank の各支店銀行における借手の総数を5,000人と記している（Dewey [1910] p.191）。

⁷⁶ Dewey [1910] p.191. Helderman [1931] p.51.

Evansville (第6行政区), Vincennes (第7行政区), Bedford (第8行政区), Lafayette (第10行政区) については、殆どの質問項目に対し未回答か曖昧な回答に終始する。このうち Indianapolis, Lawrenceburg, Lafayette の各支店銀行については、融資に関して役員や行員に不適切な優遇が与えられてきたと特別委員会は指摘した⁷⁷。

これに対し、The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁は、株主や経営陣への内部融資に関して厳格な姿勢を示す。だがその姿勢とは裏腹に、1838-1839年会期の州議会に提出された総裁報告書では、一部の支店銀行において株主が配当よりもむしろ融資を欲していたことや、借手が短期融資から長期融資への借り換えを欲していたという現実が明らかにされる⁷⁸。さらに1839年中にはインディアナ州議会議員の選挙が行われる。選挙の結果、州下院議会では民主党が大勢を占め、The Second State Bank への批判がさらに強まることとなる⁷⁹。1839-1840年会期の州議会において、州下院の特別委員会が The Second State Bank を調査し、「幾つかの支店銀行においてその経営陣や株主は農民よりも商人に極度に融資している」との結論を出す。この結論は、第1行政区の The Indianapolis Branch Bank の支配人を務める Bethuel F. Morris に対し州下院の特別委員会が行った審問の内容に基づくものである。審問は1840年1月9日夜に行われ、Morris 支配人は The Indianapolis Branch Bank において個別融資の総額が40万ドルを超え、うち22万5,000ドル分が商人向けの融資であったことを明らかにする。そして支店銀行を介して35万ドル超もの資金が周縁の農民層から州都の商人や職工層へと回るかたちとなり、商人への銀行融資がなければ顧客への商品の信用販売に支障が出ていたとして、商人向け融資への傾斜という実状を自己弁護していたのである⁸⁰。確かに、商取引における顧客の太宗をなすのは農民層である。1840年2月8日付の Indiana Journal 誌によると、計算上では、ある商人は1,800人の農民に、別の商人は700人の農民に、さらに別の商人は600人の農民に負債を負わせているような状態になっていた。だが、商人が農民に負債を増やしていた実態について、州下院の特別委員会は、Morris 支配人とは異なる見解を示す。特別委員会は、商人が農民に負債を負わせることを嗜好していたのは、顧客としての農民に商品の信用販売を進めていたからというよりはむしろ、生産者としての農民に農業生産の奨励と農産品の移出・輸出の増大と促すためであると解釈する。また特別委員会は、支店銀行が農民よりも商人に極度に融資していたのは、商人による奢侈品の購入を増やし消費を刺激させるためだと結論付ける⁸¹。つまり、支店銀行による商人向け融資への傾斜をつうじ、商人の消費に刺激が与えられる一方で、農民は消費刺激ではなく産業振興のために専ら商人から負債を負わされ、窮乏の一途を辿っているという見方がなされたのである。

⁷⁷ Carmony [1998] pp.259 - 260およびp.722の脚注211を参照。なお行政区と支店銀行との一覧については、大森 [2008] p.59を参照のこと。

⁷⁸ Carmony [1998] p.259.

⁷⁹ Madison [1975] p.8.

⁸⁰ Madison [1975] p.9.

⁸¹ Madison [1975] p.10.

1840年早々には、The Second State Bank の理事会メンバーである Calvin Fletcher が、第 1 行政区の The Indianapolis Branch Bank にはびこる頽廃を批判する。当時彼はこの支店銀行の理事も兼任していた。そして内部融資による私物化を目論む The Indianapolis Branch Bank の理事や役員や大株主の影響力を弱めるために、役員選挙の実施に尽力した⁸²。加えて1840年3月3日付で The Second State Bank の Merrill 総裁が第 8 行政区の The Bedford Branch Bank の頭取に宛てた書簡によると、頭取への内部融資について「何らかの目的があって実施されたのかもしれないが自行銀行券の弁済なき更新に悩まされているのであれば」「そうした慣行を迂闊にも認容してしまっていたのであれば」「貴行の運営理事会においてそうした慣行を非難し今後やめる旨の決議を行うことが望ましい」と記している⁸³。

1840-1841年会期の州議会では、かつての州議会でクローズアップされた、支店銀行の融資をめぐる当該行の株主・理事・役員が優遇を受けるという問題が再び脚光を浴びる。1840年11月の報告書によると、The Second State Bank の各支店銀行の役員が自行から受けた融資の総額は43万0,802^{ドル}、同じく各支店銀行の株主が自行から受けた融資の総額は90万7,797^{ドル}で、総計133万8,599^{ドル}分が「内部融資」とみなされるものである。このときのその他の融資総額が233万9,819^{ドル}であった⁸⁴。内部融資が融資全体の36.4%もの高い割合を依然として占めていたのである。こうした事態が発覚したにも拘らず、1840年12月8日には、内部融資で銀行運営に特に難点が生じたとはいえない旨の見解を Merrill 総裁が示している。Merrill 総裁は、内部融資を牽制しつつも The Second State Bank の存在意義を認めこれを頑なに擁護する立場を示していたのである。このとき、1840年12月に州議会に提出された年次銀行報告書において、The Second State Bank の各支店銀行による融資総額の全体像が公表される。それによると、1840年においては、商人層への融資が103万2,136^{ドル}、農民層への融資が60万0,310^{ドル}、職工層への融資が61万0,754^{ドル}、輸出業者への融資が77万1,376^{ドル}であった⁸⁵。この公表によれば、商人層への融資は農民層へのその1.7倍程度となっている。輸出業者への融資が農民層へのそれを上回っているのが特徴的である。この点に関し、この公表の際にMerrill総裁は、輸出業者のうちおもにニューオーリンズで河川を利用した商務を展開する業者について、以下の方針を示す。それは、1841年4月までに100万^{ドル}の追加融資を行うことになる一方で、商人層への手形割引が削減されるというものである⁸⁶。この方針が出された背景には、資金需要の季節的な変動によって融資総額のピークとトラフとの間が100万^{ドル}程度開いてしまう現状があった（ピーク：3～4月の400万^{ドル}超、トラフ：8～10月の約300万^{ドル}）。こうした融資総額の季節的なバラツキをできるだけ均等にす

⁸² Carmony [1998] p.262.

⁸³ Golembe [1955] pp.116・117. なお本論では誤解を避けるため、The Second State Bank における理事会組織について、本店銀行のそれを「理事会」、支店銀行のそれを「運営理事会」と記し、意図的に区別している。

⁸⁴ Esarey [1912] p.262.

⁸⁵ Esarey [1912] p.262. なお Helderman [1931] は、「輸出業者への融資を72万3,000^{ドル}、その他への融資を77万1,000^{ドル}」と示している（Helderman [1931] p.51）。

⁸⁶ Helderman [1931] p.51.

要性を Merrill 総裁は考えていたのである。この方針に伴い、1841年は、各支店銀行の融資総額のうち、輸出業者への融資が111万1,747ドルと前年よりも増えたのに対し、商人層への融資が98万2,602ドルと前年よりも減っている⁸⁷。こうした内部融資がはびこるのは“Indianapolis Junto (インディアナポリス閥)”による構造的な問題があるからだとして、民主党は1840年から1841年にかけて、銀行批判を糸口に政争を積極的に仕掛けてゆく。民主党によれば、州都インディアナポリスの限られた一部の有力商人や実業家が The Second State Bank の理事会メンバーに名を連ねたり、The Indianapolis Branch Bank を始めとする支店銀行の民間の大株主や、その理事・役員になったりして、一種の神聖同盟とも言うべき権力性を帯びた派閥を形成している。しかもその派閥の構成員には、The Second State Bank を擁護するウィッグ党の議員が大勢を占め、この派閥が利益誘導の一環として内部融資を積極的に進める原動力になっているのだという主張が、民主党によって展開されることとなる。民主党によるこの派閥批判は、州民の心を掴み、これまでの支店銀行の体質や慣行を変革しようとする運動に先鞭をつけるものとなる。そして The Second State Bank をめぐる銀行制度の改革を進める大きな推進力となってゆくのである⁸⁸。

3.3.2 不良債権の露呈

上述の「正貨支払の停止」と「内部融資」という2つの責任問題に加え、この時期、The Second State Bank に対する責任追及の対象となるべきさらなる問題が浮上する。それは、The Second State Bank の100万ドルにも及ぶ不良債権の露呈である。これは1839年10月31日に、The Second State Bank の年次報告書で明らかにされた問題である。奇しくもこの日は、The Second State Bank の各支店銀行に対する不履行債務が0ドル00¢と完全に無くなったことが示された日付であった(前掲の表4を参照)。その記念すべき日に、新たなしかも巨額の不良債権が凶らずも出てしまったということになる。1839年4月、The Second State Bank はニューヨーク市で大口の融資を取り付けていた。それは、1839年9月1日に開業予定の The Morris Canal & Banking Company に対する100万ドルの融資で、10回の月賦で返済される予定であった。だがこの返済が滞る。The Second State Bank はその融資先から担保を得たものの、この融資を最終的に決断したSamuel Merrill総裁の評判が急落する。この事態に、州下院の銀行に関する特別委員会は、The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁と Calvin Fletcher・Robert Morrison の両理事に対する解任要求を決める。州下院議会では、Samuel Merrill 総裁の弁明を受けたうえでその解任決議が51対47の票決で可決される。しかし州上院議会では27対20の票決でその解任決議の無期延期を決めた⁸⁹。Samuel Merrill 総裁はウィッグ党員で、民主党が過半数を占める州下院議会では

⁸⁷ Esarey [1912] p.262. Helderan [1931] p.51.

⁸⁸ Madison [1975] pp.13 - 15. Madison [1986] pp.88 - 89.

⁸⁹ Carmony [1998] p.266およびp.724の脚注237を参照。

解任要求が通り、ウィッグ党が過半数を占める州上院議会では解任要求がなんとか阻まれたというかたちである。とはいえ、The Second State Bank に対する世間の風当たりは一層強くなったことは想像するに難くない。

1841年1月には、ケンタッキー州ルイビルで銀行家総会が開催される。インディアナ、オハイオ、ルイジアナなど近隣の諸州からも代表者が派遣され、正貨支払の全面再開の日程をいつにするかが話し合われた。インディアナ州からは、The Second State Bank の James F. D. Lanier と Mason C. Fitch が代表者として総会に参加する。また、The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁がこの会議の議長を務めた。だがこの総会では、正貨支払の全面再開の具体的な日程を決議するには至らなかった⁹⁰。そして1841年8月には、インディアナ州議会議員の選挙が執り行われる。選挙の結果、州下院議会では民主党が議席を大幅に増やし多数を占め、州上院議会でも民主党の躍進が見受けられ、これまでのウィッグ党による圧倒的な議会支配の構図が塗り替えられてしまう⁹¹。The Second State Bank への批判を強めていた民主党が選挙で躍進したことで、部分的とはいえ正貨支払の再停止の状態をもたらしてしまった The Second State Bank や現行の銀行制度に対する批判がいっそう強まる。論壇では特に民主党系の Indiana Democrat 誌が批判を強める。1841年9月7日付で同誌は、正貨支払の部分停止の状態を再び招いていることで The Second State Bank は各支店銀行が自行銀行券の正貨との兌換を断る度毎に特許を侵害していると述べ、勤労者や農業者は兌換を断られる度に法律を無視し続けなければならないのか、と現状への不満を示した。そして1841年10月11日付で同誌は、正貨支払の全面再開を州議会が The Second State Bank に対して強制するよう主張した。これに対しウィッグ党系の Indiana Journal 誌は、1841年11月12日付でこう述べる。すなわち、インディアナ州の The Second State Bank が近隣の他州に先駆けて正貨支払の全面再開に踏み切れば、近隣各地の仲介業者や銀行が私益の確保のためにこぞって正貨の引き出しにかかってくる。さらに The Second State Bank は、正貨支払の再開に向けて準備を進め、近隣諸州の各行との協力を求め続けているようだ。Indiana Journal 誌は、あくまで The Second State Bank を擁護する論陣を張ったのである。他方で、インディアナ州北部の民主党系の組織からは、民主党が謳う正貨支払の全面再開を強制すべきという点に賛成はするが、The Second State Bank の解体には The Second State Bank の側と州側との間に利害が交錯するとして反対する、との声が出る⁹²。The Second State Bank をめぐる擁護・批判の筋もまた複雑なものとなっていたのである。

1841年12月初旬に、1841-1842年会期の州議会が開催される。州議会では、正貨支払の部分停止の状態が1839年11月から再び続いている点について、この解決のための施策と責任問題とが論議的となる。州議会の開催直後の12月初旬に、The Second State Bank の Samuel Merrill

⁹⁰ Carmony [1998] p.257およびp.721の脚注196を参照。

⁹¹ Carmony [1998] p.257.

⁹² Carmony [1998] p.258.

総裁が、慎重な運営を伴いつつ好都合の状況下で正貨支払の全面再開に踏み切ることが民衆の信頼の大きな回復に繋がる、と唐突に宣言を行う。この宣言の背景には、州議会からの責任追及の集中攻撃に備え The Second State Bank が予め布石を打っておこうとしていたのであろう。審議を重ねた末、1842年1月31日には共同決議が謳われる。決議の内容は、正貨支払の部分停止を再び惹き起こしている The Second State Bank に対し特許剥奪というかたちで責任を取ってもらうことと、1842年6月15日をメドに正貨支払の部分停止を解除すべしという指示内容とで構成される。また、注目すべき条件もこの決議のなかに入る。それはまず、ケンタッキー州やオハイオ州などの近隣4州が1842年6月15日までに正貨支払の停止の状態を解除できない場合、インディアナ州としては必ずしもその日付までに正貨支払を全面再開する必要はない、という条件である⁹³。さらに、1842年6月15日までにインディアナ州の The Second State Bank が正貨支払を全面再開できなかった場合、交易目的で州域外へ正貨の送付を希望する人々への出納を拒絶したり諸銀行への正貨支払を拒絶したりしても The Second State Bank は罰則金を受けなくてもよい、という条件であった⁹⁴。では、特許剥奪も辞さないなどの強い批判が高まっていた The Second State Bank にとってそのような破格の待遇ともいえる条件がなぜ決議内容に盛り込まれたのか。それは、全米を覆った正貨支払の再停止という状況下で、近隣の他州に比してインディアナ州域内の正貨保有高や融資の堅実さが傑出し決済を行うための環境が抜群に良好であったために、インディアナ州だけが正貨支払の全面再開に踏み切れば、州域外に正貨が流出しインディアナ州の利害が大きく揺さぶられる。それゆえ近隣の他州に対する自州の金融環境の優位性を追風に、The Second State Bank が周囲からの批判集中をかわし自らの存在意義をかえって高めるよう立場を翻すことができたからだと考えられる。

かくして正貨支払の部分停止の状態を解除するためのタイムリミットとして、「1842年6月15日」という日付が、約半年前の1841年1月31日付の段階で州議会に提示される。タイムリミットが明確に示されたことを機に、The Second State Bank は正貨支払の全面回復に向けた準備作業を本格化させる。正貨支払の全面再開を果たしたのち1842年8月1日に開かれた The Second State Bank の理事会では、正貨支払の全面再開に向けて近隣の諸州の各行と情報交換および協力を進めてきたことが公式に明かされた。また、1842年12月7日付の The Second State Bank の総裁報告書によると、The Second State Bank はそのタイムリミットの数ヶ月ほど前から、州境の各都市で見つかり現実には流通せずに保蔵されていた各支店銀行券の兌換作業を少しずつ始めており、正貨支払の全面再開に向けた準備を着実に進めてきていたのである⁹⁵。正貨支払の全面再開を迎えた1842年6月15日の時点で、The Second State Bank は総額327万8,304^{ドル}の要求払債務（銀行券債務296万0,414^{ドル}、預金債務31万7,890^{ドル}）に対し、112万7,518^{ドル}の正貨

⁹³ Carmony [1998] p.258.

⁹⁴ Harding [1895] p.18.

⁹⁵ Harding [1895] p.18.

を保有する⁹⁶。このとき要求払債務に対する正貨の準備率は34.4%で、The Second State Bank としては支払能力を十分に具えている。だが実際に1842年6月15日を迎えた後も、一部の支店銀行については正貨支払の再開が順調には進まなかったのである⁹⁷。

3.3.3 特別調査の内実

続く1841-1842年会期の州議会では、部分的とはいえ正貨支払を停止せざるをえないという憂き事態を再度招いてしまった The Second State Bank に対し、財務・経営内容に関する厳格な特別調査を行うことが決められる。この特別調査は、州議会が特別調査官の任命権限を行使するかたちで実現される。特別調査官には、高名で有能と称された民主党員の Nathan B. Palmer が任命された。The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁は保守系のウィッグ党員であったため、The Second State Bank に批判的な姿勢をとる民主党員にその特別調査官が任命されることは、The Second State Bank にとって心穏やかではない。しかしそれを可能にしたのは、前年の1841年8月に行われた州議会議員の選挙である。この選挙の結果、民主党が躍進し、州下院では大勢を占め、州上院では多数派のウィッグ党を牽制する勢いで議席を獲得した。Nathan B. Palmer は、かつて、The Second State Bank の創設を謳った1834年の州法銀行設置法に関する決議には州下院議長長の立場で賛成票を投じていた。つまり彼は The Second State Bank の存在意義を認めていたのである。そして1834年から1842年までは出納局長として州政府に奉職していた。特別調査官の選出にあたり、民主党が多数を占める州下院議会では Nathan B. Palmer への任命が採決されたが、ウィッグ党が多数を占める州上院議会では、Tilghman A. Howard への任命が採決される。両院協議会での論議の末、州下院が推した Nathan B. Palmer の経歴や人物像などを州上院側が受け入れ、最終的に合意に至った。合意に至ったのは、かつて党派を超えた理解の下に存在意義が認められて創設された The Second State Bank に対し、特別調査を実施することで党派を超えて寄せられる批判が鎮まるのを期待するという点で、民主党とウィッグ党とが理解を一致させることができたからである。特別調査官の任命に際して州議会は、Nathan B. Palmer に対し、The Second State Bank の各支店銀行への特別調査を、誠実かつ公平に、注意深く詳細に行うことを要請した。加えて州議会は、私益と州益とを重視する現在の The Second State Bank をどう改変すべきかの提案についても彼に要請したのである⁹⁸。

では、この特別調査はどのようなものであったか。特別調査は1842年4月より開始され、1842年12月に報告書をまとめて州議会に提出するまでの約8ヶ月間に渡って行われる。Palmer 特別調査官は民主党員であったが、特別調査の報告書には、伝統的な「反銀行主義」に基づいた理念論や硬貨主義の実践論といったイデオロギーにまぶされた銀行批判は登場しない⁹⁹。現実の財

⁹⁶ Baily [1857] p.164.

⁹⁷ Carmony [1998] p.258. なお Knox [1892] や Root [1895] は、1838年に正貨支払が停止され1841年に正貨支払が再開されたと記しているが^s (Knox [1892] p.978, Root [1895] p.232), これは誤りである。

⁹⁸ Harding [1895] p.19. Carmony [1998] pp.260 - 261.

⁹⁹ Madison [1975] p.10.

務データや原資料等の裏付けをもとに淡々と現状分析が進む。報告書では、まず分析結果（後述）の摘要が示される。次に各支店銀行の資産・負債項目に関する詳細な情報ならびに債権者・債務者リスト、理事・行員一覧が紹介される。さらに Palmer 特別調査官が各支店銀行に送付した全76項目から成る質問書とそれに対する各支店銀行の回答の一覧が示される¹⁰⁰。この特別調査では、The Second State Bank の全支店銀行におけるすべての保有現金・保有債務の正確な勘定や、他者宛てのないしは他行宛ての全勘定、受取手形ないし受取銀行券の名義・保有量・特徴、ならびに各支店銀行が絡んだ債権・債務に関する担保や証拠や描写物などの実態について分析が綿密に施された。

Palmer 特別調査官による報告書では、各支店銀行がその経営・財務状況の善し悪しに応じて3つの評価群に大別されている。まず良質と判定されたのが、Richmond（第3行政区）、Madison（第4行政区）、New Albany（第5行政区）、Evansville（第6行政区）、Vincennes（第7行政区）、Terre Haute（第9行政区）、Fort Wayne（第11行政区）の各支店銀行である。良質ではないと判断されたのが Indianapolis（第1行政区）、Lawrenceburg（第2行政区）、Lafayette（第10行政区）、South Bend（第12行政区）の各支店銀行で、劣悪の烙印を捺されたのは、Bedford（第8行政区）とMichigan City（第13行政区）の両支店銀行である。もっとも良質と判断された支店銀行においてさえも、Evansville（第6行政区）では、理事（John Shanklin）と頭取（John Mitchell）への内部融資で未返済分（理事1万0,193^{ドル}、頭取2,751^{ドル}）が生じていたことが明らかとなる¹⁰¹。

良質ではないと判断された支店銀行のうち、Indianapolis（第1行政区）については、かなりの熟練と能力を駆使して利益の獲得を進めてきたものの、法外な情実融資や内部融資で莫大な債務を抱えかなりの過ちを犯し損失を招いていると、特別調査の報告書において指摘される。この支店銀行では、前理事3名（Samuel Henderson, James Blake, Daniel Yandes）への内部融資において未返済分（1万^{ドル}、1万3,400^{ドル}、7,236^{ドル}）が見受けられた。この現実に対し、理事の Calvin Fletcher は、前理事や役員が銀行運営の指揮・監督を行うふりをしながら内部融資を受け続け、あまつさえ債務不履行の当事者になってしまっていることに、不平不満を述べて嘆いた¹⁰²。また驚愕すべき点として、The Indianapolis Branch Bank は The Second State Bank の理事会メンバーに最大の融資を行っていた。The Indianapolis Branch Bank に対する最大の債務者は、Nicholas McCarty である。彼は州都インディアナポリスの豪商で、なおかつ The Second State Bank の理事会メンバーを務めていた。また彼は The Indianapolis Branch Bank の筆頭株主（民間向けに割り当てられた株式のうち25%の保有率）で、彼の従兄弟が The Indianapolis Branch Bank の理事だったこともあり、支店銀行の運営に頻繁に口出ししていたとも言われている。その債務総額は1842年4月15日の時点で3万2,614^{ドル}である¹⁰³。他方、これも良質ではな

¹⁰⁰ Carmony [1998] p.722の脚注214を参照。

¹⁰¹ Carmony [1998] pp.261 - 262.

¹⁰² Madison [1975] pp.10 - 12. Carmony [1998] p.262およびp.723の脚注218を参照。

いと判断された Lawrenceburg (第2行政区) については、一部の理事や役員や株主による職権濫用と策謀・情実との横行で苦しんでいるが閉鎖は勸奨されなかった。この支店銀行では、The Second State Bank の Samuel Merrill 総裁および理事会メンバーの Manson C. Fitch, John Sering, James F. D. Lanier に対し、それぞれ1,220^{ドル}33^{セント}、3,800^{ドル}、2,000^{ドル}、5,000^{ドル}の内部融資(いずれも返済済み)の存在が認められる。本店銀行との不明瞭な関係が疑われても仕方のない衝撃の事実が示されたのである。また、報告書において劣悪と判断された支店銀行のうち、Bedford (第8行政区) については、向こう見ずな経営とまごついた対応ゆえ即座に清算に入るべきだと指摘される。この支店銀行においても、前理事の Alex Conquillard に対する内部融資で3万1,146^{ドル}18^{セント}+金利分もの焦げ付きがあることが明るみに出た¹⁰⁴。

そのうえで、報告書では以下の結論が導き出される。第1に、The Second State Bank の財務内容については、価値の安定性の高い類の資産総額が要求払債務の総額の約50%に、同じく正貨総額の75%に達している点を踏まえ、比較的健全な財務状況にあると判断される。しかしながら第2に、総資産の評価については The Second State Bank の執行陣による判定よりも低く見積もり、厳しい評価を下す。ポイントは、総資産のうち、各支店銀行の保有手形の質をめぐる評価にあった。Palmer 特別調査官はこれを過小評価しここに欠損を見出す。The Second State Bank の各支店銀行による約束手形および為替手形の割引総額は260万6,526^{ドル}48^{セント}で、その約27%にあたる70万2,526^{ドル}89^{セント}分の手形が引受を拒絶されるかまたは訴訟手続きに入っていて未払いの状態にあると彼は判断した。さらに未払い状態と判断された保有手形のうち、53万3,083^{ドル}33^{セント}分が The Second State Bank の損失分とみなされ、他の諸々の損失分を加算した64万2,188^{ドル}61^{セント}分が最終的に損失として計上されうると見積もられた¹⁰⁵。The Second State Bank の執行陣はこれらの保有手形を良質の債権として過大評価し、総資産の質に問題はないとみていたのである。

では、なぜこうした資産評価をめぐる双方の食い違いが生まれたのか。それは、各支店銀行の保有手形の質に対する双方の見方の食い違いに拠る。Palmer 特別調査官がその保有手形の資産としての査定評価を厳しくみたその根拠は、まず、先の1837年恐慌で生じた各支店銀行が保有する担保資産の大幅な減価にある。もっとも彼は、この担保資産つまり各支店銀行の保有手形の減価が The Second State Bank の財務体質の悪化を招いてしまったことを厳しく追及したというわけではない。問題は以下の2点にあると彼は指摘する。第1点は、支店銀行における自行の役員や株主に対する責任追及の甘さである。正貨支払の停止に伴う兌換不能のために抗

¹⁰³ Madison [1975] pp.11 - 12. なお Nicholas McCarty は、Indianapolis Insurance Co. の株主・代表取締役社長ならびに Washington Hotel Co. の株主・代表取締役社長を務める。狂騒の1830年代に各方面から多額の借金をして土地投機に走ったり、事業拡張に伴うホテルの新設で The Indianapolis Branch Bank から総額で2万5,000^{ドル}もの融資を受けたりしていた。しかし1837・1839年の両恐慌で累積債務が激増することになる (Madison [1975] pp.11 - 12)。

¹⁰⁴ Carmony [1998] pp.261 - 262.

¹⁰⁵ Carmony [1998] p.261. なお Harding [1895] は、Palmer 特別調査官が見出した欠損の総額を33万3,342^{ドル}03^{セント}と示して (Harding [1895] p.20)、検討を要するところである。

議の意を込めて自行銀行券が窓口に突きつけられたとしても、関係者は何の経営責任も問われなかったのである。そして、かねてから疑問視されてきたいわゆる内部融資の慣行、特に余分な資本を持たない株主への大規模な融資の慣行が The Second State Bank を患わせた最も致命的な欠陥であると断言した。要するに、内部関係者への優遇が問題の根幹にあることが、会計資料の裏付けに基づいて明示されたのである。第2点は、為替手形の架空取引である¹⁰⁶。

これら2点の問題指摘を踏まえ、Palmer 特別調査官は矯正策を提示する。それは、The Second State Bank がインディアナ州政府の債務をその法定限度を超えて引き受けてしまっていて、州政府による債務の濫発を事実上容易にさせている。したがってこうした現在の構造を改めるために、可能なものについて債務を放棄し、さらに減資を行うというものである。そこで、州政府が保有する The Second State Bank の株式の一部をその市場価格に則して売却することで自らの債務を少しでも償還させる策が推奨される。ただしこの策には条件があった。株式売却の総額は、The Second State Bank の資本金に余裕があり今後数年間に渡って 経営に影響をきたさない範囲の額までという条件であった。1837年と1839年との2つの世界恐慌を経た時点で、The Second State Bank が州域内開発をめぐる資金融通のために引き受けてしまった州政府の債務総額は、93万0,047^{ドル}27^{セント}にのぼる。これは1834年制定の州法銀行設置法に基づく特許で規定された債務引受の容認総額を大幅に超えるものであった。The Second State Bank によって引き受けられた州政府の債務総額の内訳は、①州政府が発注した公共事業において事業者を支払われるべき前払金を調達するために The Second State Bank に引き受けてもらった州債が23万4,447^{ドル}27^{セント}、②同じく州政府が支払うべき他の諸々の前払金を用意するために The Second State Bank に引き受けてもらった州債が26万4,080^{ドル}、③The Second State Bank に引き受けてもらった「減債基金」(州政府の外郭団体)の仮証書 (sinking fund scrip) の総額が43万1,520^{ドル}、以上の3点である¹⁰⁷。なお1840年には州政府が72万2,640^{ドル}もの仮証書 (bank scrip) を発行し、州政府の債務はさらに膨らむこととなる¹⁰⁸。

Palmer 特別調査官による特別調査の報告書は、1843年に公刊され、各方面から称賛される。The Second State Bank の理事会メンバーの Calvin Fletcher は報告内容を褒め称え、債務不履行者の一覧を公開するよう Palmer 特別調査官に薦めている¹⁰⁹。特別調査の結果を踏まえ、1842-1843年の会期の州議会では、州政府が自らの債務を削減するために The Second State Bank の株式保有の削減を認める旨の法案が可決された。具体的には、各支店銀行への出資分として州政府が払込の予定であった43万7,450^{ドル}分と、やはり州政府が各支店銀行に対する債務の総額に

¹⁰⁶ Harding [1895] pp.20 - 21.

¹⁰⁷ Harding [1895] p.21. なお Harding [1895] やCarmony [1998] は州政府の債務総額を「93万0,047^{ドル}」と記しているが (Harding [1895] p.21, Carmony [1998] p.261), 厳密には「93万0,047^{ドル}27^{セント}」である。また、「減債基金」の仕組みについては、大森 [2008] pp.69 - 70を参照のこと。

¹⁰⁸ Esarey [1912] p.258.

¹⁰⁹ Carmony [1998] pp.262 - 263.

応じて発行された州債の残余分とについて、州政府の出納を司る州財務局が放棄するというものである。なおこの法案では、州政府のみならず民間による The Second State Bank の株式保有の削減についても、条項で取り決められていた。民間が自らの債務を削減するために、民間が保有する各支店銀行の株式15万1,899^{ドル}89^{セント}分が州政府と同様に放棄される。この法案は1843年2月2日に州議会で承認された。この改善措置によって、この当時の The Second State Bank の資本金総額213万6,272^{ドル}25^{セント}のうち、州政府が保有する株式の総額は僅か88万5,716^{ドル}27^{セント}となった¹¹⁰。半官半民による共同出資で賄われてきた The Second State Bank であったが、官の株式保有シェアがいよいよ半分を切り約42%にまで落ち込んでしまったのである。さらに1842年2月11日付の州法では、The Second State Bank に対して債務を負う者は、The Second State Bank の役員にはなれないこととその役員選挙への投票権を有しないことが取り決められた¹¹¹。度重なる世界恐慌の襲来ならびにそれに伴う正貨支払の部分停止の連続という憂き目にあったインディアナの銀行制度であったが、上記の制度改革を速やかに実施し、困難ひしめく現況に立ち向かうことになるのである。

結語

本論は、フリーバンキング論批判としての見地を強く念頭に置きつつ、中央銀行なき時代のアメリカにあって度重なる世界恐慌とどう格闘しながら通貨・信用秩序の管理が州・地域単位でどこまで成しえられたのか、また試行錯誤しながら州・地域単位で体得されてきた中央銀行的な機能や仕組みが州・地域単位での通貨・信用秩序の制御に向けてどこまで発揮しえたのか、これらを追究すべく、黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度に係る1834年から1842年までの実態について論究を進めてきた。本論をつうじ以下の内容が明らかとなった。

当時のインディアナ州では、主軸の農業、副軸の商業に加え州域内の開発事業が台頭する。各産業からの多彩な資金需要に応えるべく、The Second State Bank の各支店銀行が融資を進める。農業従事者には農地などの不動産を担保に融資が行われたが、商人層には1834年の州法銀行設置法に基づき融資が制限される。州域内の開発事業については、州政府による州債の発行が資金調達的主流を成しつつ、開発に係る事業者への運転資金を各支店銀行が融通する。開発投機に導かれ全米で景気が過熱するなか、インディアナ州では、長期融資よりもむしろ特段の目的に対する短期融資を軸に事業を続けるという方針の下に、The Second State Bank の各支店銀行が与信を慎重に展開する。順調な滑り出しを見せた The Second State Bank には、既決の支店銀行の新設に加え、各支店銀行の融資限度額の緩和や増資が施され、州域内の通貨・信用秩序を支えるためのより磐石な銀行制度が築かれる。景気が過熱するなか、The Second State

¹¹⁰ Carmony [1998] p.266.

¹¹¹ Harding [1895] p.21.

Bank の手形割引は、約束手形の割引額が為替手形の割引額を上回るかたちで推移する。手形割引の総額は、1837年恐慌に遡ること1年前に最初のピークを迎え、1837年恐慌の前夜に第2のピークを迎える。銀行間融資も、支店銀行間の資金融通と、支店銀行とは異なる他行と支店銀行との間の資金融通との双方でその規模が膨らむ。発券総額は手形割引の総額と同様の2つのピークを見せ、預金総額はおもに連邦政府預金の預入に依存しつつ増える。景気の過熱と資金需要の増大とで要求払債務（銀行券＋預金）の総額が増えるなか、正貨保有高は顕著な伸びを見せる。要求払債務の総額に対する与信（銀行券＋手形割引）総額の比率でみた発券銀行としての預貸率は、景気が過熱するにつれ上がるどころかむしろ下がっている。結果的には、景気が高揚する最中であって、The Second State Bank の年次配当率や準備率が極めて高い水準で保たれ、極めて安定した業態が維持される。The Second State Bank は、景気の過熱時にインディアナ州域内の通貨・信用秩序を過度に膨張させずに落ち着かせることにひとまず成功したといえる。

未曾有の世界恐慌である1837年恐慌が生ずる前から、金融逼迫の危険性が州政府や有力商人や The Second State Bank によって察知される。恐慌の襲来と共に全米各地で正貨支払の全面停止が宣言されるが、The Second State Bank の理事会は正貨支払の部分停止を決める。正貨支払の停止の判断をあくまで各支店銀行の裁量に委ねるこの策は、恐慌後の混乱のなかで州法に抵触することなく州域内の通貨・信用秩序の安定化を導く。超党派および州民の大多数に支持されたこの奇策によって、The Second State Bank は一部の決済や支払の業務を継続させ、全米で最も支払能力のある銀行と謳われる。連邦政府からも信頼を寄せられ、恐慌後も The Second State Bank の各支店銀行券が各地で額面通りに授受される。だが正貨支払の部分停止が長引くにつれ、The Second State Bank の責任を問う声や正貨支払の全面回復を求める声が州議会や州域内で高まる。州議会は、上下両院での論議を経て、部分的にはあれ正貨支払の停止を招いたことは州憲法や特許に違反するが特許の破棄は健全な通貨・信用供給を州域内に行い続ける点から得策ではないとして、The Second State Bank の存続を決める。正貨支払の部分停止から1年3ヶ月を経て、ようやく正貨支払が回復する。1837年恐慌から正貨支払の回復に至るまでの The Second State Bank の業況は、おもに為替手形の割引が減り手形割引は若干落ち込むが、正貨支払の回復後に為替手形の割引は急増する。支店銀行間における債権・債務の保有総額の上限が緩和される措置も執られ、銀行間の資金融通は規模を縮めながらも継続される。発券は若干落ち込むがすぐに回復し、通貨供給が恐慌後も堅実に行われる。ただし連邦政府との関係が次第に薄れ、連邦政府預金の保有高が急落し預金総額が急減する。正貨保有高も恐慌後に一時的に下がるがすぐに戻して安定的に推移する。このため準備率は、恐慌で正貨支払の部分停止が生じたにも拘らず上昇し、高い水準を維持した。年次配当率が引き下げられて純利益の確保が図られたと見られ、純利益の総額は激動する。結局、世界恐慌の影響を受けたにも拘らず、The Second State Bank は、高い準備率を背景に通貨や信用を州域内に堅実に供給し、銀行間の資金融通を続け、支払や決済業務を持続する。この結果、世界恐慌の襲来にも拘らず州域内の通

貨・信用秩序の健全性維持に成功した類まれな事例として、全米で注目される。

次の世界恐慌、1839年恐慌が伝播すると、The Second State Bank は正貨支払の部分停止を再び行う。だが、州域内では各支店銀行券が額面を上回る価値で流通し、通貨としての健全性が州民に高く評価される。難航しつつも支店銀行が新設され、正貨支払の部分停止が再び行われたことについて州政府や州議会は黙認する。もっとも1839年恐慌の襲来で、The Second State Bank の業況も転変する。恐慌直後には純利益が激減し、不履行債務も激増し、株式の年次配当率も下がる。手形割引は約束手形の割引額が為替手形の割引額を依然として凌駕してはいるが、実物取引に基づいた為替手形の割引が着実に増え、与信が堅実に行われる。発券は小額面券の発行を中心に行われ、その総額は正貨支払の部分停止および再停止を挟んで上下変動を繰り返しつつも相応の発行状況を見せる。預金は、これまで大勢を占めていた連邦政府預金に代わり民間預金の伸びが高まる。正貨保有も、全米で正貨支払の停止および再停止が進むという非常時であるにも拘らず、90万ドル台～130万ドル台という高い水準で推移する。要求払債務に対する準備率も、最低でも24.5%と不況期にしては驚異的に高い水準で推移する。度重なる世界恐慌の襲来にも拘らず、The Second State Bank は巧みな舵取りでインディアナ州域内の通貨・信用秩序の動揺や混乱を鎮め、州域内の経済的な損害を他州に比して抑えることに成功した。

ところが、通貨・信用秩序の健全性維持に向けた管理が完璧に実践されてきたその背後で、これまで隠れていた様々な問題点が明るみに出る。まず、The Second State Bank の各支店銀行が自らの株主や役員層に対して優遇的な融資を行う内部融資の慣行が常態化していたことや、大多数の農業従事者を尻目に、各支店銀行が極少数の商人向け融資に傾倒していたことが明らかとなる。こうした事態の発覚に、州議会でも民主党を中心に既存の銀行制度への批判や改革が強く謳われる。The Second State Bank を擁護するウィッグ党に対し、The Second State Bank のあり方が政争の具にされる。そこに The Second State Bank に巨額の不良債権が露呈し、世論の反発を生み、The Second State Bank の経営責任が州議会で厳しく問われる。この結果、州議会議員選挙で民主党が躍進し、州議会で The Second State Bank への特別調査が決まる。特別調査は8ヶ月間に及び、資料解析に基づく綿密な現状分析が行われ、各支店銀行の経営の実態が白日の下に晒される。そして報告書がまとめられ、各支店銀行の経営の総体としての The Second State Bank について財務状態は健全であるとしながらも、内部融資の跋扈に見られる内部関係者への優遇と為替手形の架空取引とが問題点として指摘される。また、保有手形の資産評価をめぐる The Second State Bank と特別調査官との間で対立が見られ、特別調査官は、The Second State Bank の総資産の評価額を The Second State Bank の見積もりよりも低く見積もる。そのうえで、The Second State Bank による法定限度を超えた州政府の債務の引受が州政府による債務の濫発を助長させているとして、可能なものから債務放棄を実施し実質的に減資を行い、州政府に The Second State Bank の株式を市場価格に即して一部売却し債務の償還に充てることが勧告される。この勧告に基づいて、州政府および民間における The Second State Bank の株式保有の削減をめぐる法案が州議会で可決・成立する。株式保有の削減が実施された結果、

これまでの半官半民の株式シェアの構造は崩れ、官すなわち州政府の保有シェアが相対的に狭まることになる。また、The Second State Bank に対し債務を負った人物は本店銀行や各支店銀行の役員登用が拒絶されるなど、内部融資の慣行を抑え込む施策が執られ、銀行制度改革が着々と進められることとなる。

さて本論での実態分析を踏まえると、黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度は、中央銀行なき時代に、度重なる世界恐慌の襲来にも拘らず州域内の通貨・信用秩序の健全性維持に成功した、全米でも稀有の事例であったことが分かる。加えて、州域内の通貨・信用秩序の安定化に成功しつつも、内部融資の問題など制度内にはびこっていた種々の問題点が州議会での論議を経てきちんとあぶり出され、そこからさらに良質の銀行制度に向けた改革へと繋げることも示してみせた。こうしたインディアナの銀行制度の展開は、一瞥すると、中央銀行なき時代のなかで通貨・信用秩序の健全性維持を実現した顕著な成功事例として捉えられ、中央銀行の存在の消極性を謳ったいわゆるフリーバンキング論を基礎付ける有力な歴史的事例とみなされてしまいがちである。しかし通貨・信用秩序の健全性維持に成功したその現象の背後には、州単位で独自に組み上げられた緻密で特殊な銀行制度の存在があり、世界恐慌の襲来と格闘しつつも銀行業を行う主体としての私益捻出と州域内の「通貨・信用の番人」としての役割とを両立させる、中央銀行的な機能の一部を帯びつつ活動していた州法銀行の存在があったのである。本論の冒頭で述べたように、インディアナ州法銀行の The Second State Bank は、州政府に関係する外郭団体や機構を取り込み、州財政資金を絡めつつ半官半民の出資で動き始める。そして The Second State Bank を軸とするインディアナの銀行制度においては、州域内を複数の地区に分けて各地区の通貨・信用秩序が各支店銀行の裁量的な経営判断の下に管理され、州都にある本店銀行の理事会が各支店銀行の動きを最終的に統轄するという、現行の連邦準備制度の萌芽、すなわち現行のアメリカ中央銀行制度の萌芽ともいべき仕組みをすでに確立していた。この仕組みを基盤に The Second State Bank が財務体質を安定させつつ試行錯誤しながら通貨・信用秩序の健全性維持に奔走し苦闘の末にそれを実現しえたことで、度重なる世界恐慌の襲来を含んだ激しい景気の波動から州域内の経済社会が過度に揺さぶられることなく守り抜かれた。さらに The Second State Bank は、正貨支払の全面停止が当然だった当時の全米にあってこれを部分停止という形態で巧みに回避し、与信や決済、一部の正貨支払の業務をなんとか持続させ、恐慌後に訪れた不況期にも拘らず他州に比して価値の安定した通貨を州域内外で流通させることに成功した。単なるインディアナの州法銀行に過ぎなかった The Second State Bank は、度重なる世界恐慌をかいくぐり、州域内の通貨・信用秩序の健全性維持を見事に示してみせたことで、連邦政府からも一目置かれた存在となる。他の多くの州とは異なり、州域内の通貨・信用秩序の健全性維持を苦悶の果てに独自に成功させた The Second State Bank の管理手腕や銀行制度のあり方は、次第に全米でも注目を浴びるものになってゆく。世界恐慌を乗り越えて州域内の通貨・信用秩序の健全性維持に成功した黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度は、その後いったいどういう展開を見せることになるのか。この点の分析は、今後の課題とし

たい。

参考文献

- Adams, Jr., D.R. [1975] "The Role of Banks in the Economic Development of the Old Northwest," Klingaman, D.G. & Vedder, R.K. ed. *Essays in Nineteenth Century Economic History -The Old Northwest*, Ohio University Press.
- Baker, H.F.[1857] "Banking in the United States. An Historical Sketch of Indiana." *The Bankers' Magazine* Vol.7, No.3 (September).
- Carmony, D.F.[1998]*Indiana, 1816-1850: The Pioneer Era*. Indiana Historical Bureau & Indiana Historical Society.
- Dewey, D.R. [1910] *State Banking Before the Civil War*. Washington: Government Printing Office.
- Esarey, Logan [1912] *State Banking in Indiana, 1814 - 1873*. Bloomington, Indiana.
- Golembe, C.H. [1955] "Origins of Deposit Insurance in the Middle West, 1834 - 1866." *The Indiana Magazine of History* Vol. 51.
- Golembe, C.H. [1978] *State Banks and the Economic Development of the West, 1830-44*. New York: Arno Press.
- Harding, W.F. [1895] "The State Bank of Indiana." *The Journal of Political Economy*. Vol.4.
- Helderman, L.C. [1931] *National and State Banks*. Houghton Mifflin Co.
- Hepburn, A.B. [1924] *A History of Currency in the United States*. Macmillan Co.
- Hunt's Merchants' Magazine [1841] *Hunt's Merchants' Magazine* Vol.5.
- Hunt's Merchants' Magazine [1849] *Hunt's Merchants' Magazine* Vol.21.
- Knox, J.J. [1892] "A History of Banking in the United States," *Rhodes' Journal of Banking* 1892 Sep.
- Knox, J.J. [1903] *A History of Banking in the United States*. New York Bradford Rhodes & Co.
- Madison, J.H. [1975] "Business & Politics in Indianapolis: The Branch Bank and the Junto, 1837 - 1846." *The Indiana Magazine of History* Vol.71.
- Madison, J.H. [1986] *The Indiana Way*. Indiana University Press.
- McCulloch, Hugh [1888] *Men and Measures of Half a Century*. Charles Scribner's Sons.
- Myers, M.G. [1970] *Financial History of the United States*. Columbia University Press 吹春寛一訳『アメリカ金融史』日本図書センター、1979年。
- Nussbaum, Arthur [1957] *A History of the Dollar*. Columbia University Press 浜崎敬治訳『ドルの歴史』法政大学出版局、1967年。
- Redlich, Fritz [1951] *The Molding of American Banking Part II*. Hafner Publishing Company Inc.
- Root, L.C. [1895] "States as Bankers." *Sound Currency* Vol. II, No.10.
- Shade, W.G. [1972] *Banks or No banks*. Wayne State University Press.
- Vedder, R.K. & Gallaway, L.E.[1975] "Migration and Old Northwest," Klingaman, D.G. & Vedder, R.K. ed. *Essays in Nineteenth Century Economic History -The Old West*, Ohio University Press.
- White, Horace [1914] *Money and Banking 5th ed*. Ginn and Company.

大森拓磨 [2004]『サフォーク・システム フリーバンキング制か、中央銀行制か』日本評論社。

大森拓磨 [2006]「黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度 1814-1832年-アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として-」『経済理論』(和歌山大学) 第332号。

- 大森拓磨 [2007]「サフォーク・システムと1837・39年恐慌——商業銀行における「最後の貸し手」機能の内生的展開——」, 柴田徳太郎編著『制度と組織—理論・歴史・現状—』第3章所収, 桜井書店。
- 大森拓磨 [2008]「黎明期アメリカ・インディアナの銀行制度 1832-1834年—アメリカ連邦準備制度の新たな嚆矢として(Ⅱ)—」『新潟大学経済論集』(新潟大学) 第85号。
- 奥田勲 [1926]『米国銀行制度発達史』内外出版。(復刻版) 有明書房, 1988年。
- 楠井敏朗 [1997]『アメリカ資本主義の発展構造・Ⅰ』日本経済評論社。
- 寺地孝之 [1998]『近代金融システム論』有斐閣。